

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1002010	道路交通標識表示(補助標識)の改革について	当地区は、全国一の高齢化現象社会最前線の地域です。老若を問わずその地域において「車」は生活の必需品です。其の現実で高齢者の交通事故は後を絶ちません。事故・違反の抑制予防のために、「交通規制標識[補助標識]」の改革を提言します。	現行法(交通規制標識)本標識の一方通行標識表示は判読しにくい上に、時間規制表示[補助標識]の場合は、運転しながら時計を見る必要性があり高齢者にはより過重運転になっているのが現実です。運転中の携帯電話使用禁止以上にリスクがあります。よって 判読しやすい夜光制カラー文字に改良すること。制限時間帯の標識は判読し易いように点滅表示方式(太陽電池等活用)に改良すること。交通標識の塗り替え及び点滅表示は財源措置を伴いますが、試験的・先行的投資としての効果は大いに期待できます。補助標識取り付け方法は磁石版の貼り付けで対処が可能です。	道路標識(本標識)の車両進入禁止(補助標識)の判読が困難である。本提案改革により、[事故防止・違反の抑制]に加え引いては、違反を取り締まる[警察業務の軽減]になります。現実には、行政財源困難な折、警察業務も改革の名のもとによる、合理化対象となりつつあります。警察業務の合理化は住民の安心安全を脅かす事件事故が多発する中、地域の安心安全が喪失傾向にあります。本標識表示改革は、警察業務の取り締まり軽減と、事故抑制の効果が期待できます。	島根県	NPO法人らんぐ・ざーむ	警察庁 国土交通省
1015010	精神障害者の社会的入院者の、退院促進および自立支援するため国有財産を活用する提案	遊休(空き)国有財産の活用による社会福祉法人への払い下げまたは無償貸与によりグループホーム運営を図る。もって精神障害者の社会的入院者および家族からの自立を促進する。	平塚市内にある法務省の職員宿舎・土地および国土交通省の土地・職員宿舎、厚生労働省の雇用促進住宅(i職員宿舎)を無償等で借受してグループホームを運営し、社会的入院者の退院促進や精神障害者の自立促進を図る。	社会的入院を続ける人や家族と同居している人も、生活面で自立をしたくとも住宅のないところが問題である。外国での社会復帰成功事例などを見ても個人個人が精神的にも物理的にも自立するためにも家族とは別な住居を確保することが必須要件である。	神奈川県	社会福祉法人アルティル	財務省 国土交通省 厚生労働省 法務省
1016040	浄化槽設置工事検査の強化	浄化槽設置工事検査の強化を図るため、現行の浄化槽法7条検査を廃止し、浄化槽設置工事期間中に別の検査制度を導入し、現行の浄化槽法7条検査を浄化槽法第11条検査で代用にする。	浄化槽設置工事検査の強化に当たり、 7条検査を廃止し、浄化槽設置工事に対する検査制度を導入し、強化を図る。 浄化槽法第7条検査(以下、7条検査と称す)を、浄化槽法11条検査(以下、11条検査と称す)で代用する。	7条検査は指定検査機関が「新たに設置された浄化槽の、設置工事や構造の適否及び浄化槽の機能状況を確認する」のが目的ですが、7条検査の実施時期は、浄化槽を使用開始後3~5ヶ月に受検しなければならないとあり、指定検査機関は、浄化槽の機能状況の確認だけをし、設置工事や構造の適否に関わる確認をしていないのが現状です。また設置された後からは確認できない事項(例えば、鉄筋の状況など)もあります。さらに不適正と判定された浄化槽で改善、改良した浄化槽は少なく、そのままの状態になっている方が多い。 よって、7条検査を廃止し、浄化槽設置工事期間中に別の検査制度を導入し、設置工事や構造の適否の確認を強化する。 さらに、7条検査で行っている機能状況の確認は、11条検査で代用するようになれば、不適正な浄化槽の改善、改良に即座に対応できるものと思う。	福岡県	株式会社香春町浄化槽整備事業	環境省 国土交通省
1050030	国民保護法における水防団の活用範囲の拡大	国民保護法で市町村の責務とされている「避難住民の誘導等」について、水防団による実施を可能とする。	国民保護法第62条においては、武力攻撃事態等の際に市町村の責務とされている「避難住民の誘導等」について、それを実施する者として、当該市の職員及び消防関係者と規定されている。 これについて市職員と消防関係者のみならず、水防団も実施可能とすることにより、避難住民の誘導等に関する体制強化を図る。	本市には約1,200人の消防団員に対し、これよりも多い1,600人超の水防団員があり、これらの団員を武力攻撃事態等の際にも有効に活用することで地域住民の安全・安心の確保を図りたい。 また、国民保護法で規定された業務を実施するためには、本市では新たに数百人の消防団員の増員が必要となるが、水防団の活用なくしてこれを確保することは以下の理由から非常に困難である。 消・水防団員の確保には、地域の理解と協力の上に成り立っているが、現在でも団員確保に苦勞している。 地域の認識では、水防団と消防団は同じ目的を持った地域の防災組織であり、水防団を活用しないことへの理解が得られない。 国民保護法における避難住民の誘導等の職務に関わる消防団員は、機能別消防団員での対応も可能とされていること等から、消防団員に限定しなくても水防団員で十分対応可能と判断できる。<別紙 提案理由書あり>	岐阜県	岐阜市	総務省 国土交通省 内閣官房

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1057010	市街地再開発事業における図書館整備等による地区周辺でのパチンコ店等の継続営業を可能にする風営法の規制緩和	市町村の上位計画等に則って都市計画事業として実施される市街地再開発事業において公共・公益施設(図書館)等が整備される場合については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条、第4条第2項第2号の「都道府県の条例で定める地域内」を「相当の理由が認められる場合は市町村の判断で可能」にする。又は、同施行令第6条第1項口の制限区域内における、同施行令第6条第2項における距離基準を適応しない。	柏駅東口D街区第一種市街地再開発事業は、都市再生緊急整備地域(第三次指定)内にあり、設定目標である複合的都市機能の導入及び歩行者交通機能の整備を一体的に整備する事で、中心市街地活性化を促す先導的事業として位置づけられている。施設計画は、商業[核テナント誘致]、公共公益[図書館等]、医療[クリニックモール]等によって構成されており、まちづくり三法見直しの目的多様な都市機能の集約(中心市街地活性化法) 大型商業施設促進(大店立地法) 公共公益的施設誘導(都市計画法)を具体的かつ先導的に実現する事業である。また、図書館・医療施設の導入は、都心居住機能を支援する為、周辺土地の高度利用化促進の波及効果が期待できる。	当地区は、古くから商業機能が集積し、柏市中心市街地の核として市域の発展に寄与してきたが、老朽化家屋の密集と未整備の道路等により防災上・交通機能上の問題を抱えている為、3本の都市計画道路と一体的に再開発事業を実施する事で、土地の健全な高度利用と都市機能の更新を図り、平成17年3月に合併した新たな柏市の中心市街地に相応しい都市環境整備の実現が期待されている。しかし、現状規制では、当該再開発事業に図書館等を整備した場合、これまで中心市街地の賑わい創出に寄与してきた地区周辺に立地する規制対象店舗の新規営業許可が下りず、既存店舗の増改築等も行えなると、当該事業への理解が得られず、事業推進が図れなくなる。また、柏市第四次総合計画・中期基本計画の主要事業に位置づけられた新中央図書館整備を期間内[H22]で実現すべく今年度策定されている柏市図書館基本構想において、法的規制を緩和することで導入実現を図りたい。 別様あり	千葉県	柏駅東口D街区第一地区市街地再開発準備組合	警察庁 経済産業省 国土交通省
1063010	2級建築士受験条件の緩和	現行法で規定されている2級建築士試験での学校卒業後に与えられる受験資格について、受験資格付与が認められている学校における建築士法施行規則第11条第3項にて規定される専門教科の1800時間以上(2年間)の履修者、または48単位以上の取得者で、かつ卒業見込みの者には、学校の履修証明書等の提示で受験資格があるものとみなし、在学中の建築士2級試験の受験を認める。具体的には、大学および3年課程以上の専門学校において、2級建築士のカリキュラムを修了した者に、受験資格を与え、国家試験の受験を認める。	大学・専門学校在学中に2級建築士受験ができることにより、建築教育の普及と社会的貢献を目指す。 現行法のもとでは、卒業後に受験準備をしなければならないため、経済的負担、時間的負担が大きく、国家試験受験を断念する事例も見られる。これを、大学・専門学校在学中に受験することができるようにすることで、学生の経済的負担を軽減すると共に、建築業界への就業を促すことが期待できる。また、企業側としては、有資格者を採用することで、教育・研修経費の軽減につながるようになる。 これら効果により次代を担う人材が建築士を目指しやすくなり、もって、少子高齢化に伴い想定される建築士不足を解消することにもなる。	現行法では卒業資格が必要なため、2級建築士試験受験は学科試験が卒業4ヶ月後の7月、設計製図試験が同9月となり、就業中の受験となるために受験機会の均等が建築関連学習者全体へ図れていない。 建築業界からの建築士確保の要請もあり、教育業界としての産業界への貢献の観点から、2級建築士資格を取得して就職することの価値は高く、若年労働者における建築業界の就職についてのレベルの底上げと、建築業界全体の活性化が期待できる。 一方、教育機関としては、学生が国家試験合格に向けた学習に積極的に取り組むことが期待できるばかりでなく、国家試験や実務に適した教育内容を日々精査し提供する必要性が発生するため、より一層の教育内容の充実が見込めることになる。さらに合格者にはより高度かつ実践的な授業内容を学内で展開することが可能になる。 以上により、建築技術の進歩に対応できる人材作りと建築業界の構造改革に資するものと確信する。	福岡県	学校法人麻生塾 麻生工科デザイン専門学校	国土交通省
1134010	ハートビル法をマンション、特に古いマンションにも適用する	一般の建物には、障害者、高齢者など不特定多数の人が使いやすいように、エレベーターの設置、段差の優しい通路を建設するようになっているが、マンションには適用されていない。特に古いマンションには適用されていない。	古いマンションのエレベーターを、車椅子がまっすぐに乗るように変えていく。また、ひとりで車いすに乗っても動いても、通路の段差を解消する。エレベーターの操作も出来るようにする。	私は18年前から脊髄小脳変性症を患っており外出する時には、車椅子をしようしている。このマンションは古いのでエレベーターも古く車椅子が真っ直ぐに乗らないで横に向けなければならない。介助者(ホームヘルパー、ガイドヘルパー)がいても、なかなか車椅子をエレベーターで下ろすことが難しい。将来、高齢者が増加すると、車椅子を使う人も増加する。今から、古いマンションのエレベーターを、車椅子が乗れるように変えていくことが望ましい。	兵庫県	個人	国土交通省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1078010	公営住宅を活用した身体障害者グループホーム事業	公営住宅を活用した身体障害者グループホーム事業を実施できるものとする。	現行の公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令においては、精神障害者グループホーム事業、知的障害者グループホーム事業、高齢者グループホーム事業で公営住宅の目的外使用が認められている。しかし、厚生労働省において身体障害者グループホーム事業が認められておらず、本省令においても含まれていないため、省令に定める事業要件を緩和し、公営住宅を使用した身体障害者グループホーム事業を実施する。	身体障害者グループホーム事業に公営住宅を活用することにより、優良で安価な物件の確保が可能となることから、グループホームの設置を促進することができる。また、グループホームを身体障害者の社会的リハビリテーションの実践の場として位置づけることにより、身体障害者の地域への移行を促進することができる。	大阪府	大阪府	厚生労働省 国土交通省
1122150	公営コレクティブハウジング(シルバーハウジング)における多世代協同居住の推進	シルバーハウジング・プロジェクトで整備した公営住宅において、入居する高齢者へのLSA派遣を継続しつつ、良好なコミュニティ形成の観点等から必要に応じて子育て世帯の入居を可能とする。	シルバー・ハウジングプロジェクトにより、兵庫県が阪神・淡路大震災の復興住宅として整備した公営コレクティブハウジング(神戸市内、5団地、131戸)を対象として、今後発生する空き家に子育て世帯の入居を可能とする。入居を認める子育て世帯の戸数は各団地の住戸数の5割を限度とし、また、当該団地に居住する高齢者に対しては、LSAの派遣を継続して実施する。	シルバー・ハウジングプロジェクトにより、兵庫県が阪神・淡路大震災の復興住宅として整備した公営コレクティブハウジングでは、入居資格が高齢者(60歳以上)に限定され、若年世代の入居が認められていないことから、より一層の高齢化が進み、良好な協同生活の維持が困難な状況にある。子育て世帯の入居を可能とすることにより、若年世帯と高齢者世帯との混住による良好なコミュニティ、相互扶助システムを育成し、既存公営住宅ストックを有効に活用した多世代協同居住を推進する必要がある。	兵庫県	兵庫県	厚生労働省 国土交通省
1122160	高齢化が進む公営住宅団地への新婚世帯等の入居促進	公営住宅の収入基準の緩和の対象を、現行制度の「同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合」を「同居者に中学校就学の始期に達するまでの者がある場合」に拡大するとともに、「新婚世帯(夫婦の合計年齢が70歳未満で婚姻成立後2年以内の夫婦世帯)」を新たに対象とする。	阪神淡路大震災の復興住宅など高齢化の進む県営住宅(高齢化率40%以上)を対象として、同居者に中学校就学の始期に達するまでの子供を有する子育て世帯(新婚世帯(夫婦の合計年齢が70歳未満で婚姻成立後2年以内の夫婦世帯)については、収入基準の緩和(上限26.8千円/月)を可能とすることにより、公営住宅への新婚世帯等の入居を促進する。高齢化率40%以上の県営住宅・・・49団地(管理戸数5,697戸)(高齢化率=65歳以上入居者数/全入居者数×100)	少子化対策の観点から、安心して子供が育てられる住環境の提供が求められている新婚世帯や、子供の教育費等の負担が大きく、やむを得ず居住水準の低い住宅に住んでいる割合の高い子育て世帯について、ゆとりある住宅や職住近接した住宅の確保などの支援が求められている。(公営住宅法施行令の改正により、平成18年2月から、小学校就学前の子育て世帯に対しては、入居世帯の収入基準が地方裁量で引き上げが可能とされた。兵庫県が実施した新婚・子育て世帯の優先入居募集において、極めて需要が高いことが確認されている。)一方、阪神淡路大震災の復興住宅を初めとする高齢化の著しい公営住宅団地においては、自治会活動が停滞するなどコミュニティの形成が困難な状況にあり、当該団地への若年世帯の入居が求められているところである。	兵庫県	兵庫県	国土交通省
1011010	平野を流れるすべての河川を対象とした河川整備基本方針と河川整備計画を策定できるようにする。その際、河川の伏流水も地下の河川としてとらえて、河川整備基本方針と河川整備計画を反映させる。	平野を流れるすべての河川を対象とした河川整備基本方針と河川整備計画を策定できるようにする。その際、河川の伏流水も地下の河川としてとらえて、河川整備基本方針と河川整備計画を反映させる。	現在の河川整備基本方針は、水系ごとに策定することになっているが、同一平野内にある河川は、農業用水によってつながっていることから、平野内にあるすべての水系を1つの流域としてとらえ、総合的な河川基本整備方針と河川基本整備計画を策定する。伏流水や地下水も地下河川として河川整備基本方針と基本計画に反映させる。	平成16年に発生した大規模自然災害では、至る所で河川が氾濫し、道路が通行できなくなり、被害を拡大させてしまった。これは、都道府県が維持管理している2級河川の河川整備基本方針と基本整備計画が策定されていないため、河川の維持・管理を行うことができないことにその一因がある。また、同一平野を流れる各河川は、農業用水によりつながっており、別々に計画を策定するよりも、総合的に流域として策定した方が効果が上がる。そのときに、伏流水や地下水も河川の一部として計画に反映させる。	愛媛県	周桑・いのちの樹	国土交通省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1011021	処分場を設置する場合は、河川管理者の同意を必要とし、流域住民への事前説明を義務付け	土石流危険渓流や地滑り危険箇所内に処分場を設置する場合は、廃棄物処理法・河川法を改正し、河川管理者の同意を必要とし、流域住民への事前説明を義務づける。	土石流危険渓流や地滑り危険地域に最終処分場を設置する場合は、巨大地震発生を想定し、耐震性の調査を義務づけるとともに、河川管理者の同意を必要とする。地域住民への事前説明を義務づける。	日本各地で、流域住民の知らない間に、土石流危険渓流や地滑り危険箇所内などに民間の最終処分場が設置されているという現実がある。大規模自然災害や巨大地震発生時には、それらの処分場からのごみの流出が予測される。現在の河川法では、この処分場設置を止めることができない。現に中山川ダム建設計画休止の原因の一つとなったこの中山川の上流にある最終処分場は、日本有数の規模を誇る処分場であり、施設内に中央構造線がとおり、そばには活断層が存在している。ここからごみの流出が発生したときは、中山川のみならず、瀬戸内海の汚染も想定される。そこで、下流に住む人々の生命と愛媛県が誇る穀倉地帯と瀬戸内海を守るために、ダム式処分場を水処理施設を持つ砂防ダムとして建設する。	愛媛県	周桑・いのちの樹	国土交通省 環境省
1076010	一級河川使用要件の緩和	現行法による河川使用規制を地域再生、観光名所創出の為渡良瀬川特定区間流域を開放し利用出来るようにする	はねたき橋より下流約5Kmを利用し河川を活かした観光名所を創出し地域経済の再生および活性を目指す。現行法で規制されている河川利用を開放することにより昭和50年ごろまでであった高津戸築を再生し昔ながらの川遊びの提供、屋形船などによる飲食の提供等を行うことにより雇用の受け入れはもちろん観光客受け入れにより地域の活性化につながると考える。	みどり市大間々町は国道122号線が通り、東京から日光へ抜ける絶景のドライブコースの沿線にある。旧東村にある星野富弘美術館は平日1000人、休日2000人もの入場者に対して大間々は同じ122号沿線にありながら、町自体の魅力に欠ける為、道路の提供のみになっている。又わたらせ渓谷鉄道の乗車駅としての利用はあるものの、そこから地域活性へ波及することなく素通りし、富弘美術館や日光・鬼怒川方面へと散ってしまっているのが現状である。この沿線に大規模な名物料理を提供する地域がなく、大間々町を渡良瀬川を活かし築をメインに鮎の里や鹿、猪、熊料理等としたい、一年を通して料理を売り物とした観光地を確立し、この沿線の飲食部門を担うとするものである。また春から秋にかけては川から眺める渓谷のすばらしさも売り物に出来る為国や市が保有している渡良瀬川沿い遊休地に宿泊施設等を作ることにより滞在型の観光地とする事も可能である。	群馬県	株式会社新生	国土交通省
1119020	ダム湖の有効利用	特に過疎地に多いダム湖の表面とその周辺部分は、山間部にあつては大面積の平坦部分あるいはその隣接土地であるが、個人利用が出来ないなどの規制により、利用すること自体が諦められている。筏を浮かべるなどをすれば、農地、広場、建物の建設、道路、ヘリポート、滑走路などに使用可能である。規制の撤廃	湖面に筏等を浮かべ、その上を農地、広場、建物の建設、道路、ヘリポート、滑走路などに使用、常時水没しない周辺部分はそこへの導入路や付帯施設の建設に当てる。	ダム湖の有る過疎地では、平坦部分が少ない。その住民にとって、ダム湖は過疎を誘発又は加速させた負の遺産でしかなく、取られたものとしてりようする事すら思い浮かばなかった。同時に高冷地であつたり雨が多いなどの特徴があり、特定の農作物にとっては好条件で栽培できる場所でもある。運動場、イベント広場、ヘリポートなど面積を必要とするモノを移設すれば、地域の他の土地を転用し有効利用がはかれる。道路滑走路などは災害を受けにくく、低予算での建設も可能である。	高知県	(個人)と地域の未来を創る会、株式会社くじら、有限会社オダタ、有限会社四万十くじら、個人	国土交通省
1119040	堤防の一般道転用促進	堤防には一般車両進入禁止区域が多く、近隣の道路は通行量に対して狭かったり信号が多いなど不便であるにもかかわらず、堤防の車輛通行部分を糊面に広げれば用地買収等の手間をかけずに快適な道路になりうるにも関わらず、遊休状態である。一般道転用促進により、交通はスムーズになり、地域社会の経済生活文化の向上に貢献する。	一般車両の進入制限を無くし、通行部分を拡幅する。	近隣の道路は通行量に対して狭かったり信号が多いなど不便であるにもかかわらず、堤防の車輛通行部分を糊面に広げれば用地買収等の手間をかけずに快適な道路になりうるにも関わらず、遊休状態である。	高知県	(個人)と地域の未来を創る会、株式会社くじら、有限会社オダタ、有限会社四万十くじら、個人	国土交通省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1119010	過疎地遊休施設自由転用制度	補助金等で建設された地方自治体の遊休施設等の利用制限等を撤廃し、利用を促進する。現実的に未利用で低生産性の公営住宅・元学校等を貸別荘・ベンチャー・NPO等への貸与等で高度有効利用する。過疎地では細かい条件を満たすような利用者は存在しないに等しく、例えば人口500の大川村では、人口換算で1割程度以上の公営住宅が遊休している。一方都会には田舎暮らしをしたかったり、事務所の位置などに制限されないベンチャーやNPOが存在する。彼らを一泊以上の体験宿泊、貸別荘、貸事務所等に貸し出す。規制の撤廃	交流人口の増加による経済効果、異文化の流入による活性化、将来の定住見込み者の囲い込み、家賃収入(庭付き一戸建て住宅を、貸別荘にすれば3泊程度で1ヶ月分の正規家賃収入が得られる)による自治体の財政の改善、地元企業への刺激、空き家所有者への賃貸モデルのの視覚化 規制によりがんじがらめで人材不足の新たな発想への意欲さえ起きないような超高齢化過疎地域、	大川村に移住しようとしたが、村役場では、種々雑多な省庁の多岐に渡る事業で建設されており、賃貸できる空き室の公営住宅のリストアップさえまならなかった。個々の利用条件が細かく制限されているため、特に独身者の入居は出来ない物が多く、地元の若者が親の家を出てなおかつ地元で暮らしたいなどのニーズにさえ応えられず過疎を加速していた。過疎対策のはずの住宅が村の財政負担を増し過疎を加速させる原因になっている。都会から見れば目の前に広がる自然の中に安価な個建ての別荘が持てれば、国民生活の多様性が広がり、今後増える団塊の大量退職者の老後の住処への体験生活の提供ができる。又、全国レベルあるいは世界レベルでの活動をするNPO・ベンチャーで、事務所が都会でなくても良く、低予算で運営したいところで有れば、ブロードバンドの整備と秘書機能を合わせれば、企業誘致と遊休施設利用促進が同時に図れる。	高知県	(個人)と地域の未来を創る会、株式会社くじら、有限会社オダタ、有限会社四万十くじら、個人	財務省 文部科学省 国土交通省
1020010	小学校敷地内に放課後児童クラブを設置するための1建物1敷地要件の緩和	建築基準法施行令第1条第1号では、敷地について、「一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。」と規定しており、既存校舎の集団規定(北側斜線制限・日影規制)による制限が発生し、学校敷地内において放課後児童クラブを設置するのが困難な状況にある。松戸市内で放課後児童クラブを小学校敷地内に単独施設として設置する場合においてのみ、建築基準法第1条第1号で規定する「敷地」の要件を緩和し、放課後児童クラブの設置促進を図る。	小学校敷地内に放課後児童クラブを設置する場合には、放課後児童クラブを教育施設と同様の施設として設置することができることにより、現行法で今まで設置が不可能であった学校敷地内にも設置が可能となり、放課後児童クラブの利用を希望する市民のニーズに迅速に対応できるとともに、日々通い慣れた学校内施設であることから利用児童の安全の確保が図れるとともに保護者の社会参画を促進することができる。	松戸市内の放課後児童クラブは市が施設を整備する以前は、保護者が中心となり施設を確保してきたことから、小学校から遠隔の民有地に設置されている場合が多い。また、小学校区内に未設置の地域も多い。現在は児童の安全確保の観点から保護者が確保した旧施設の移設も含め、市が小学校内に放課後児童クラブを設置しているが、余裕教室が皆無のため、小学校敷地内にプレハブ等で施設の整備を進めている。この場合には、現行法で設置場所が限定されるため、学校運営に支障をきたすことから、設置が不可能であった。本規制の緩和により、迅速な施設整備が図れることにより設置にかかる建設コストが低減できる効果もある。	千葉県	松戸市	国土交通省
1041010	建築基準法第48条の用途地域内の建築物の制限緩和	建築基準法第48条では、第一種低層住居専用地域内においては、別表に掲げる建築物以外の建築物は建築できない。ただし書で特定行政庁が許可した場合は建築可能だが、現実的には、第一種低層住居専用地域内での旅館業の許可となると、他地域との整合性もあり、かなりハードルが高い。このような現状を踏まえ、特区認定により、文化財保護法により選定されている重要伝統的建造物群保存地区において、指定物件を使用した旅館業を開業できるようにして頂きたい。	平成7年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された出水麓武家屋敷群は、約400年前、30年の歳月をかけて丘陵地を切り開き、造られた武家屋敷群で、薩摩藩最大規模を誇り、今も当時の姿を随所に残している。当該事業は、100年前に建てられた武家屋敷を現状のまま使用して、囲炉裏を囲む家族団らん、かまどを使用した夕食の準備、五右衛門風呂等、昭和30年頃まであちこちで見られた生活を体験させ、この武家屋敷群を訪れる年間37,000人の観光客や2007年に定年をむかえる団塊の世代に癒しやゆりの空間を提供するとともに、寂れゆく麓地区や出水市の活性化に寄与しようとするものである。	出水麓武家屋敷群は第一種低層住居専用地域にあり、建築基準法第48条の規定により、原則として旅館等の営業はできない。ただし書の規定により特定行政庁(県知事)が許可した場合は可能であるが、旅館の開業は、同条第5項の第一種住居地域からとなり、第一種低層住居専用地域における旅館開業の許可となると、4ランク下げの許可ということになり、通常許可は考えられず、また、他地域との整合性が保たれないため、非常に厳しい状況である。	鹿児島県	出水市	国土交通省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1041020	建築基準法第35条の2の特殊建築物等の内装制限の緩和	第35条の2では、旅館(簡易宿泊所)の場合、火気を使用する場合、すべての火気使用室を、また、床面積が200平方メートル以上の場合で浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備等を設けたものは、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにしなければならないと定めている。約100年前に立てられた伝統的建造物で古の生活を体験するには、現在の建物をそのまま使用することが必要不可欠であることから、規制を緩和して頂きたい。	平成7年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された出水麓武家屋敷群は、約400年前、30年の歳月をかけて丘陵地を切り開き、造られた武家屋敷群で、薩摩藩最大規模を誇り、今も当時の姿を随所に残している。当該事業は、100年前に建てられた武家屋敷を現状のまま使用して、囲炉裏を囲む家族団らん、かまどを使用した夕食の準備、五右衛門風呂等、昭和30年頃まであちこちで見られた生活を体験させ、この武家屋敷群を訪れる年間37,000人の観光客や2007年に定年をむかえる団塊の世代に癒しやゆとりの空間を提供するとともに、寂れゆく麓地区や出水市の活性化に寄与しようとするものである。	第35条の2では、200平方メートル以上の床面積の旅館(簡易宿泊所)の場合で浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備等を設けたものは、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにしなければならないと定めている。この提案は約100年前に立てられた伝統的建造物で、いろり、かまど、五右衛門風呂等をそのまま活用し、昭和30年頃まで見られた生活を体験するための特区申請であり、そのためには、現在の建物をそのまま使用することが必要不可欠であることから、規制を緩和する。	鹿児島県	出水市	国土交通省
1073020	ミニマンション開発等の紛争防止への建築確認制度活用特区	ミニマンション開発等、開発許可制度の対象とならない小規模開発行為に係る建築確認行為に際し、地方公共団体が定めた条例に基づく事前の話し合い等の手続の履行確認を民間建築確認機関に義務づける規制の特例を提案する。具体的には、特区の認定を受けた地方公共団体においては、開発事業主が当該地方公共団体の長の証する書面(条例に基づく話し合い等の手続を経たことを証するもの)を民間確認機関等に提出することを、確認済証の交付要件とする。	ミニマンション開発等、開発許可制度の対象とならない小規模開発行為に係る建築確認行為に際し、地方公共団体が定めた条例に基づく事前の話し合い等の手続の履行確認を民間建築確認機関に義務づける規制の特例を提案する。具体的には、特区の認定を受けた地方公共団体においては、開発事業主が当該地方公共団体の長の証する書面(条例に基づく話し合い等の手続を経たことを証するもの)を民間確認機関等に提出することを、確認済証の交付要件とする。	本市では「開発事業等の手続及び基準等に関する条例」を定め、小規模開発行為も含めて計画の周知等を事業主に義務づけている。このうち開発許可制度の対象とならない小規模開発行為については、建築確認手続に際して条例に定める事項の履行確認を行うこととなるため、市が建築確認を行う場合は併せて市の建築主事が行っている。しかし確認事務の大半を民間が実施している今日では、その履行確認も民間に委ねざるを得ない。市では、同条例の民間への周知に努め協力も得られているが、法令上、民間に義務づけられているのは建築基準法上の審査のみのため、条例の手続を経ずに確認済証が交付され、その後、不測の事態が生じることも懸念される。そこで小規模開発行為についても条例に定める計画周知の手続等が建築確認制度を通じて確実に履行されるよう、当該自治体が定める条例履行の確認を民間確認機関に義務づける規制の特例を提案する。	埼玉県	草加市	国土交通省
1143010	建築基準法第4条第2項の規定に基づく建築主事の設置	建築基準法第4条第1項の規定に該当しない区市町村が同条題意2項の規定に基づく建築主事を設置使用とする場合に、都道府県知事との協議を行いその同意をうけることを要する旨を定める同条第3項の規定を、提案主体には適用しない。	現在は建築基準法第97条の3及び建築基準法施行令第149条の規定により、建築物の延べ床面積1万平方メートル以下に制限されている提案主体の特定行政庁及び建築主事の建築確認、建築許可、昼間検査、完了検査、特殊建築物定期調査報告書調査、建築設備定期点検報告調査及び違反建築物取締等の事務処理の権限の制限を撤廃するとともに、現在は東京都知事の権限とされている昼間検査は特定工程指定及び特例容積率適用区域内における特例容積率の限度の指定等の事務処理の権限を提案主体の権限とし、既に権限制限を受けていない開発行為の許可に関する権限と併せて行使することにより、総合的かつ主体的なまちづくりを推進する。	建築基準法に基づく許認可の審査期間短縮、建築基準法に基づく許認可に関する証明書交付及び図書閲覧窓口の一本化等による住民サービスの向上、宅地造成から総合設計許可、建築確認・検査及び建築物の建築後の維持管理までを含めたまちづくりは、広域自治体である東京都ではなく、基礎的自治体である提案主体でなければ十分に推進することは困難である。詳細は、添付書類 構造改革特区提案理由書及び添付資料 建築状況比較表のとおり	東京都	千代田区	国土交通省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1047010	都市中心部における既存不適格建物の建て替えに関する都市計画法規制緩和特区	横浜市内の公共交通機関施設・幹線道路に近接した建物で、大震災時発生時に崩壊の恐れがあり、市民が二次災害を受けると予想される非耐震建物を予め認定。これらの多くの建物は現都市計画法下では容積率・建蔽率において不適格建物に該当するが、建築基準法第52条に制定されている容積率・建蔽率を既存建物の実測容積率・実測建蔽率を上限に緩和する。耐震構造建物への建て替えを促進するものである。	例えば横浜市営地下鉄開内駅の出入口には次の通りビルが存在しこれらの多くは56年以前に建造された建物である。出入口3:第一有楽ビル、4:大和横浜ビル、5:横浜尾上町三井ビルディング、6,7:馬車道ビル、8:野村證券ビル、9:共栄商事ビルなど、これらの地域は現都市計画法では容積率800%と定められているが、既存建物には容積率1,000%と大幅に超える物も多く存在する。これらの建物を事前申請により対象建物として認定、建て替え時に既存建物の実測容積率を上限に緩和する事により既存不適格建物を効率良く建て替えを促進。大震災に備えた街づくりに寄与する。	横浜市内中心部には昭和56年以前に竣工したものが数多く存在し、その大部分が所謂既存不適格建物構築物に該当している。これら建物が震災時に崩壊すると市民に多数の死者・負傷者の発生が懸念される。また周辺には地下鉄出入口、幹線道路などもあり建物崩壊により公共交通機関の混乱、被災者救援活動の妨げも予想される。大部分の建物は非耐震構造の不適格建物で防災上は建て替えが必要だが、同法下では現状と同等の建物を建てる事が出来ない為、所有者は資産価値低下・賃料収入減少を嫌い実質建て替えが困難な状況である。阪神淡路大震災の復興時に神戸において活用された事例を参考に現都市計画法に基づく容積率を現建物の容積率を上限に緩和することにより、建て替え促進、防災を考慮した都市計画を進めることが出来、同時に地元経済の活性化に繋がる。	神奈川県	個人	国土交通省
1047020	急傾斜地区における既存不適格マンション建て替えに関する規制緩和特区	既存不適格マンションの建て替え時の容積及び建蔽率を既存建物の容積及び建蔽率を上限として緩和する。	横浜市内の急傾斜地等の震災時に被災・一次災害が発生する恐れのある既存不適格マンションを事前に認定。建て替え時に既存建物の容積・建蔽率を上限に規制を緩和し、円滑な立替を促進する。	横浜市内には建て替え時期を迎えた多くのマンションが存在する。日本開港の地である横浜には多くの外国人が住み、特に好まれた山手地区には古い建物も多い。建築当時は適法に建築された建物にもかかわらず、現行法令化では適合せず不適格建物とされている。多くは非耐震構造の為、所有者は建て替えを行いたいのだが現行法令に沿って行くと既存建物と同等規模の建物を建てる事が出来ず、居住面積・資産価値の減少を嫌い建て替えが困難な状況である。山手地区は傾斜地に建てられた建造物が多く、建物が崩壊した場合には傾斜地の下の住民に対する二次災害も予想される。特区認定により規制緩和し円滑な建て替えを促進する。	神奈川県	個人	国土交通省
1056010	農業産業を中心とした基盤整備活性化	農振農用地区域内に農業者用の住宅を建設できるよう農地転用の緩和をして欲しい。 農業、観光、漁業を一体的に振興する長期滞在施設を建設する場合における港湾法の高さ制限を緩和して欲しい。 鳥獣保護区域内に鳥獣観察小屋を設置できるよう緩和して欲しい。	当地域は土地改良が行なわれ、地域の80%ほどが農用地になり、島を離れた若者が帰ってきて家も建てるスペースが少なく農地までの距離などから農業の意欲が出ません。このため、農用地区域内に農業者用の住居を建設できるよう規制を緩和して欲しい。 長期滞在型の施設計画などが地元企業からありますが、地上からの高さ制限などで施設を建てる事が困難です。農業と観光と漁業を1つにした長期滞在型施設の誘致などができるように法整備をしたい。 自然を守りながら、人の立ち入る所として観察可能な場所を設け双眼鏡などで鳥獣の観察ができるようにしたい。	S50~60年くらいまでに、当地域は大掛かりな土地改良が行なわれ、地域の80%ほどが農用地になった。住宅地域には年寄りが多く軽トラックやオートバイによる畑への通勤は歳をとると通勤が困難になり農業をやめる人が多い。1000坪ほどの農地の端に農具小屋や、住居が建てられれば、農業を行なう若者はげったいに増える。地元、羽地内海は松島を彷彿させる景観が有名。長期滞在型の施設計画などが地元企業からあるが、地上からの高さ制限などで施設を建てる事が困難。羽地内海には干潟が多くマングローブなどがありその自然体験をしに訪れる学校が多く、四季を通じて色々な渡り鳥が体を休める場所でもある。その様な自然を守りながら、人の立ち入る所として観察のできる場所を設け、双眼鏡などで鳥獣の観察ができるように12ヶ所ほどの施設の設置をしたい。	沖縄県	NPO法人有情会	農林水産省 国土交通省 環境省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1004010	旅行者による賃貸借に限った宅地建物取引業	新しい観光又は集客交流サービス産業の一つとして注目され今後市場の拡大が期待されている、大都市の居住者が地方都市、農村等の地域に長期間滞在する、いわゆる長期滞在型観光の推進に当たって、長期滞在型観光に関する商品を販売する旅行者の事業所について宅地建物取引主任者を置く場合にあっては、当該地域に1週間以上滞在する旅行者に対する貸借の代理又は媒介をする行為に限って、免許を受けずに宅地建物取引業を行うことを認める。	首都圏に居住する者を対象とした、北海道における長期滞在型観光に当たって、長期滞在型観光に係る商品及びサービスの購入窓口を、宿泊先としての賃貸住宅の仲介、契約の代行等に係る手続きを含めてワンストップ化して旅行者の便宜を図るもの。これにより入口としての長期滞在型観光に関する市場の拡大が期待できるとともに、賃貸住宅への居住が促進されることにより、出口としての衣食住に係る新たな需要が生まれ、商取引が活発化し、地域経済の活性化が期待できる。また、長期滞在型観光を受け入れる地域にとっては、空き家に人が住むことにより空き家の増加に起因する犯罪の防止が期待できる。	長期滞在型観光は、従来の観光の発展形態であり、これに関する相談の多くは旅行者に対して行われている。例えば、大手旅行会社JTBは昨年「JTBロングステイプラザ」を東京に開設し、海外への長期滞在を中心に商品を取り扱っているが、国内における長期滞在に関する問合せも約2割を占め、徐々に増加している。手ごろな価格で、地域に密着した活動が可能となる賃貸住宅への滞りの希望は多く見られるが、現状において旅行者が仲介できるのはホテル、旅館等であるため、長期滞在型観光の一つの障害となっている。本件については、消費者利益の保護に関し、過剰な観光客の流入、賃貸住宅のリノベーション等による不動産価格の高騰等が懸念されるが、当該地方公共団体の長が、滞りする賃貸住宅の地域を空き家が多い地域に指定又は推奨するとともに、当該不動産に係る賃借料の決定について認定を行うことにより弊害が防止できるものと考えられる。	東京都	株式会社三井物産戦略研究所	国土交通省
1080040	地域活性化のための空き家情報提供行為の適用範囲拡大(ふるさと)	現在NPO法人等に限る「空き家の賃貸情報を提供する行為及び空き家を賃借する等、権利者の許可範囲の拡大など」を、観光協会、観光組合、イベントの実行委員会、NPOの連携組織等、地域活性化のために利用される場合に適用の拡大を求めることとする。	グリーンツーリズムにかかわらず、ブルーツーリズムやUJターン希望者の希望に応える目的で空き家情報の提供やその行為が適用出来るようにすることにより、「海山を利用した自然学校の開催」や海・山を利活用した滞在型商品プランの造成やイベントの際にも実際の空き家(古民家など)を利用しての事業が可能になる。	実体験をさせることにより、海・山の学習体験系事業やイベント等の開催が理想で、その舞台となるための空き家情報提供や賃借の適用が限られているため、広範な事業が開催できない。グリーンツーリズム以外のブルーツーリズムに対する目的や任意の観光団体においても情報の提供等を行うことにより、より広範でニーズにあわせた情報提供ができることとなる。	千葉県	社団法人日本青年会議所 関東地区千葉ブロック協議会	国土交通省
1080050	海岸管理者を民間開放する又は、定借地などの直接借地を可能に出来るように規制を緩和する(海辺活用)	企業・団体が商業目的も含めて、有効に活用でき、地域発展につなげられるように、管理者を民間開放する又は、定借地などの直接借地を可能に出来るように規制を緩和する。	海岸の占有条件を緩和することで、各企業・団体の競争原理が働くことにより商業の最新のトレンドを発信する情報基地としての役割を果たすようになる事が予想される。最終的に、千葉県の沿岸に訪れる観光客へのハード・ソフト両面でのサービスの向上が図られれば観光客も増加し、このことは近隣商業の発展にも寄与し、さらには地方自治体の占有料収入のみならず税収の増加にも繋がることになる。	九十九里浜及び房総エリアに関しては、知名度は十分あるものの観光客数は年々減少する一方である。ところが、海岸線の国有地の管理が、各地方自治体に委ねられている為、中々能動的な発展がみられない。海岸を観光資源として有効活用できることによる経済効果は計り知れないものがある。	千葉県	社団法人日本青年会議所 関東地区千葉ブロック協議会	農林水産省 国土交通省
1030010	複数省庁補助金の考え方の統一	文部科学省と国土交通省所管補助金による合築物解体にあたっては、文部科学省所管部分の「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分承認等について」による手続きと同様、10年経過し、一定の要件を満たしたものについては、大臣への報告書提出により、財産処分許可の大臣承認がなされたものと扱われるという簡易な補助金の扱い手続きに統一する。	平成18年4月政令市へ移行し、美原区域では美原中央公民館の隣地に複合的施設(庁舎、多目的ホール、生涯学習施設)を整備し、公民館を除却して市民駐車場整備を行う計画である。公民館は文部科学省所管補助金と国土交通省所管補助金を活用している。そこで、手続き的には、文部科学省部分は報告書の提出により大臣承認があったと扱われ、補助金返還が不要であるのに対し、国土交通省部分は面積的に僅かであるが、補助金等適正化法により、減価償却資産の運用の耐用年数等に関する省令に基づいた手続きを要するため、返還額が僅かな割に、手続きに時間を要する。	本件建物は建築当時公民館と消防本部からなり、公民館部分は昭和50年文部科学省「公立社会教育施設整備費補助金」で整備した。消防本部移転後、平成9年同部分に旧国土庁「地域間交流支援事業費補助金」で生涯学習ゾーンを整備、以後一体的に運営している。面積割合は国交省部分約700㎡、文科省部分約4000㎡と圧倒的に後者が大きい。しかし、除却にあたり必要な手続きは、文科省部分は一定要件のもと、報告書の提出で足りるが、国交省部分は補助金等適正化法、減価償却資産の運用の耐用年数等に関する省令に基づく返還手続きが必要である。このように機能的一体的に運営されている物件において、面積的にも僅かな国交省所管部分について、小額返還のために時間と手間を要するのは不効率であり実態にそぐわない。また、合築物件は他にもあることから、先駆的事例として、手続の簡易な文科省部分に統一して頂き、円滑・迅速なまちづくりを推進するため。	大阪府	堺市	国土交通省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1101010	下水道補助対象施設の上部利用や施設壁面等への広告利用等における目的外使用承認の柔軟化	下水道施設の上部利用や施設壁面等への広告利用等を民間事業者の収益事業を誘導することが可能となるよう規制を緩和し、一定条件のもとにおける私権の設定が可能となるよう措置されるとともに、それにより生じた利益を下水道事業会計の収入とすることで収支改善を図る。	下水道施設の上部空間の利用方法について企業募集を行い、審査のうえ決定した企業に貸与して収益事業等(スポーツ施設・駐車場・コンビニ等)を行っていただく。また、壁面・塀等を広告スペースとして企業に広告(看板等)を設置していただく。 上記により、当該事業者から徴収した上部等の使用料を本市下水道事業の収益とし、下水道事業会計の収支改善を図る。	本市は、全国的にも著しく市街化が進んでいる都市であり、公共施設だけでなく、民間施設においても、限られた土地面積での有効利用が求められる。 これまでも、下水道事業のアメニティ対策として下水道施設上部を利用し、「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律」等の手続きを行い、広場・市民農園・テニスコート等を設置してきているが、民間参入により、民間需要の拡大に伴う経済効果や都市の活性化を図れることが考えられる。また、下水道施設の壁面等を利用して広告事業を行い、同時にこれらの使用料を下水道事業会計へ繰り入れることで収支改善が図れるとともに、市民ニーズに沿った施設の有効利用が可能になると考える。	大阪府	大阪市	財務省 国土交通省
1101020	都市開発資金(用地先行取得資金)貸付金により買い取った土地の利用に対する土地処分までの法令等の緩和	都市開発資金(用地先行取得資金)貸付金により買い取った土地(道路用地)について、土地処分が行えるまでの間、貸付の目的要件を一時的に休止することにより、未整備用地(ネットフェンスで囲まれたままの更地等)の有効活用が図られる。	具体的活用用途としては、駐車場、資材置場等を想定している。 貸付金により買い取った土地(道路用地)の、土地処分(整備)が行われるまでの間の一時的な活用であり、当然のことながら最終的には貸付目的に供することから、単年度契約の賃貸地(2回更新可能で最長3年間の賃貸借契約)として有効活用を図る。 なお、本用地で得た使用収益については、当該土地先行取得事業会計に充当する。	都市開発資金(用地先行取得資金)貸付金により取得した用地については、すぐに事業認可及び整備できない用地が存在しており、市民からも有効利用に関する要望が寄せられている。 しかし、都市開発資金貸付要領では貸付目的の遂行義務が課せられており、他の用途への使用はできないことになっている。また、地方自治法においても行政財産は原則、民間等に貸し付けられないとある。 そこで、未整備用地の活用にあたって普通財産と同様の扱いとして整備までの間、賃貸借等により有効活用を行い、整備着手が可能となった段階で貸付目的通りの事業遂行を行うものである。 これにより未利用地の活用が図れるとともに、得た収益について土地先行取得事業会計に充当し、利子負担等の軽減を行うことにより早期の事業化も図れる。 別紙 提案理由書あり	大阪府	大阪市	総務省 国土交通省
1003020	開発行為における接続道路の幅員の規制を緩和する。	都市計画法施行規則第20条では、道路の幅員は、「その他のものにあつては9mとする」と規定されているが、目的が、農業、農業の研究およびその関連事業の場合は、道路の幅員を「4m以上」に緩和する。	株式会社が、農地を含む山林等を購入・造成し、そこで大規模に農業を営む。また、他の営農者にとっても経済上メリットのある省力・無農薬有機農業の研究をし、その成果を普及させる。農業にFA(ファクトリー・オートメーション)の技術を取り入れ、機械化を図る。 省力・無農薬有機農業普及のため、現場および研究施設の見学コース、研修のための施設を作る。 定年退職した人に働く場所を提供し、また近隣の農家の意見を取り入れ、無農薬・自然に関係する農園内プロジェクトを起業し、農家の人も雇用し、もって地域の活性化をも図る。	開発行為であってもその主目的が農業の場合は、工場または大規模観光施設等、交通量の増加が見込まれる場合と異なり、発生交通量は増加しない。また通過交通量も少ない。よって現状存在する4m以上の道路を利用することが可能。規制緩和により、荒廃した農地を、山林等も含め、優良な農地に転換でき、別紙-1の効果が期待できる。	静岡県	株式会社アイエイアイ	国土交通省
1003030	都市計画法の開発許可申請にかかる権利者の同意要件の柔軟化(もしくは共通化)	都市計画法の開発許可申請につき、権利関係が不明確であつてかつ権利者の探知が困難(所在不明で連絡不能)な場合には、かかる権利者を除く同意書の割合が、全権利者のうちの「相当数」であることをもって開発許可を与えるべきものとする。	開発許可申請における必要以上に煩雑な事務(場合によっては不能な事務)を回避することで土地の効用を高める開発行為の負担を軽減し、よって土地開発の意欲を昂進し、土地の効用の増進を図ろうとするものである。	提案理由: 開発許可の申請にあたって、全権利者のうちの少数【所在・生死すら不明な状況にあつて開発対象となる土地における権利行使の実体がなく、権利行使の意思が明確とは認められないまま長期(仮に10年)を経過した者】の形式的な同意書の入手のために過大な時間・費用・労力を投入すべきものとするのは、著しい不経済をもたらす、開発行為による経済的効用の具体化を妨げるので、これを合理的な運用に改めるべきものとする。 代替の措置: 都道府県ごとに開発許可申請の受理条件が異なることによって開発における予測可能性が損なわれているので、法律の運用指針において「相当数」の全国的な共通基準(三分の二)を明確化することが考えられる。	静岡県	株式会社アイエイアイ	国土交通省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1003040	開発区域内の公共施設の変更許容と貸与	開発区域内に包括される公共施設は、公共施設の機能を妨げない限度で相当の代替用途を確保することをもって、開発事業者が公共施設の位置や形状を変更し、これを借用することができるものとする。	都市計画法に基づく開発行為において、開発コストを軽減し、迅速な開発完了をめざす。これによって開発行為の結果物の受益者の利便と経済性をも図る。 具体的には、開発行為の申請区域内に包括される公共施設(主として道路敷と水路敷)であっても、代替用途を確保して機能を維持することを条件に、開発事業者による位置や形状の変更を認め、これを公共施設として存続させ、公共施設の管理者から借用できるものとする。 これにより、既存の公共施設の効用(社会資本)を維持しつつ、開発費用を抑えることができる。	提案理由: 開発区域に包括される公共施設の位置・形状を変更する場合、用途廃止により払い下げを受け普通財産に転換する。この払い下げ申請とそれに先立つ測量は開発行為の時間的経済的負担となる。この負担の軽減は、開発行為の時間的経済的負担を軽減し、開発事業者の意欲を喚起する。 弊害防止措置: 公共施設の機能を損ない、又は公共施設の安全基準、保安基準を下回る懸念がある。従って、公共施設の変更内容を明記させ、遵守条件や基準をクリアする義務を課す必要がある。その実効性を担保するため、以下の措置が有効である。 公共施設の変更内容を開発許可申請の内容として、技術指導の中で審査する。 改修されないまま放置される場合には、公共施設管理者の権限で「公共施設」に必要な改修を行う。 管理者が改修を行った場合には、改修費用を開発事業者(又はその結果物の所有者)から徴収する。	静岡県	株式会社アイエイアイ	財務省 国土交通省
1040010	自然公園法及び都市計画法の規定による建築等の規制の緩和	自然公園法により国立公園の指定を受けた地域及び都市計画法により風致地区として定められた地域においては、建築物の改築や増築等について規制がなされているが、老朽化した観光宿泊施設の改築等に対して、現状の建築状況や経営の必要性・意欲を考慮し、一定の条件を付与することで、必要以上の規模縮小とならないよう、<観光宿泊施設については、現存する工作物の規模を上限として増改築することができる。> 特例措置(規制緩和)を講じる。	和歌山市に位置する和歌浦・田野・雑賀崎地域は、大正初期に開かれた観光地であり、戦前は有馬温泉、城崎温泉に匹敵する観光地であった。近年では観光宿泊施設数が13軒と最盛期の昭和46年当時と比べると約半数に激減している。和歌山県・和歌山市とも観光による地域振興に取り組んでおり、老朽化した観光宿泊施設の整備は不可欠である。一方、国立公園及び風致地区内の自然環境を保全するはずの規制が、従来から景観と一体となりサービスを提供してきた観光宿泊施設の経営まで制限・規制する状況になっていることから、観光宿泊施設に限定し一定の範囲内において改築等の規制を緩和することにより、地域観光施策の振興に寄与するものである。	自然公園法:第13条 同法施行規則:第11条 都市計画法:第58条 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令:第4条	和歌山県	個人	国土交通省 環境省
1116010	「都市計画法」市街化調整区域内の建築規制にかかわる特例措置	市街化調整区域で、バイオマス発電所 農林体験及び学習施設 地産地消レストラン等の商業施設 の建設許可をうけられるようにする。	仮称「バイオマス・ヴィレッジ」多治見・ツツハラ」 農産物の生産、販売業及び卸売業 地産・地消レストラン事業 温浴サービス業 森林セラピー事業 木くずリサイクル業 短期 中長期プラン 以上の事業に係わる施設のエネルギーを木質燃料=バイオマス発電で稼働させる。	「地域活性」を地球規模・国規模のマクロ視点で検討した結果=環境保全と衰退一途の産業「農林」に注力が林業を生業とする弊社の社会貢献の道と考えた。既にISO14001取得時に実施継続しているカブト虫保護区の設定、環境教育参画等に加え、「農」との結合したビジネスモデル構築を目指し考察、更に困窮する木くず処理、森林保全にも目を向けた時、山の手入れにより排出される木くずのエネルギー利用化に到達した、よって本バイオマス・ヴィレッジの提案に帰結。	岐阜県	株式会社山田林業	国土交通省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1136010	環境優先の新生都市住宅地まちづくりモデル事業(「ご近所パワー」による政府未使用地利用開発「ご近所さん事業構想」)	練馬区では政府未使用地等未利用地が虫食い状態となっているが、地価が高価格である為、区民個人の購買意欲は減退しており、まちづくり・防災対策への足枷となっている。措置として 土地の権利を建ぺい率・容積率に分離、その分離した権利を明らかにするための登記制度の活用。 土地:区民にPAや緑地専用用地として売却 平面利用している土地の容積率を空中権としてマンション等立替需要者に売却 土地(政府未使用地等)は入札を通じて優先順位を付け売却(近隣住民・周辺住民・区民・区一般)できるようにする。	練馬区は、「環境まちづくり事業本部の使命と取り組み」や「経営方針」に基づき、環境への配慮を基点にしたまちづくりを組織的に推進するため「環境まちづくり事業本部」を平成17年4月に立ち上げた。「環境清掃部」「都市整備部」「土木部」の3部、平成18年度からは「まちづくり調整担当部」が加わっている。当事業においては、都市部における狭小の虫食いの代物弁済の土地、点在する物納物件を、PAや緑地等に利用し、まちづくり、まちの景観づくりの拠点に、又、まちかどの防災の拠点等への利用を図り、これらを有効に利用することを目的とする。練馬区と併に、環境優先の新生都市住宅地まちづくりモデル事業提案を行う。(別様参照)	従来のまちづくりは、現行法の地区計画で行われている。最低10年はかかる覚悟が必要となる。しかし、現段階の都市部、練馬区における「まちづくり、まちの景観づくり、又、まちかどの防災の拠点づくり」は地区計画程度の狭いエリアでは解決出来ない課題をかかえている。高額な地価 細分化され続ける住宅地 老朽化した街区道路 住民の高齢化。練馬区は区民が快適に暮らせるように、みどり豊かで環境と共生する生活しやすいまちづくりを進めている。練馬区の調整権の基、練馬区全体の環境を保全しつつ、練馬区全域を1括りとして捉え、モデル事業としてスタートしなければ対応することが出来ない。(別様参照)	東京都	すずしろ事業協同組合	財務省 国土交通省 法務省
1149010	市街化調整区域での住居系建築行為の要件緩和	町の条例であらかじめ区域を定め、当該区域においては、住居系建築行為に限り「自己用」「非自己用」の要件を緩和する。	市街化調整区域に関する都市計画が決定された際すでに宅地であった土地の有効利用として、住居系建築行為に限り建築物の用途を緩和し、具体的に建売住宅、共同住宅等の建築を可能とする。そのことにより、既存の宅地が速やかにまとまった町並みとなる一方、農地の新たな開発による宅地造成の抑制となる。	新たな自立した竜王町まちづくりの一環として、町内企業の若者労働者の居住地を確保することにより若者の定住さらには安定した雇用促進が見込め町の活性化を図ることができるものとする。また既存宅地の空き区画の雑草の生い茂りやゴミの不法投棄の防止につながり良好な住環境を整えることができる。	滋賀県	竜王町	国土交通省
1154010	歩道上有効空地にコイン式駐輪機設置の容認	川崎都市計画第1種市街地再開発事業の整備計画で、都市計画道路(小杉菅線)沿いに敷地内歩道を整備する旨記載が有るため制約されている有効空地利用の制限の緩和。 建物の周囲に設けられている有効空地(幅員2~2.5M)にコイン式の駐輪機を設置し、一定時間以上の長時間駐輪に対しては課金する事により、「不法駐輪の排除」と「地下1F、2Fにある市営駐輪場へのシフト」並びに「景観の美化と安全性の確保(転倒防止、点字ブロックの通路確保)」を図る。	第1種市街地再開発事業に指定されている溝口駅北口地区において、ビルの周辺の有効空地にコイン式駐輪機を設置することにより、電車利用者等により無秩序に増え続ける不法駐輪、放置駐輪の排除が可能になり、ビルの施設利用のお客様の利便を図ることができる。電車利用の通勤・通学者の長時間駐輪車は、スペースに余裕のある地下1F、2Fの市営駐輪場へのシフトをすすめ、点字ブロックが塞がれることもなく安全な市街地環境の確保が可能になる。	埼玉県越谷市において同様の案件があり(6次提案120260)。市に駐輪機を設置する旨伝えたと認められなかったものが、特区申請を行うと国交省より現状の県の条例には公開空地に駐輪機を設置する事を制限するものではなく屋根を持たない駐輪機は建築物にあたらぬとの見解で設置が認められたという経緯がある。溝口駅北口の当ビル周辺においては川崎市から再開発事業計画に敷地内歩道の整備が盛り込まれているため有効空地への駐輪機設置を認められずとの回答がきているが越谷市の例のようにはいかないものが検討をしてもらいたい。現状は添付資料のように有効空地上は自転車であふれている。	神奈川県	みぞのくち新都市株式会社	国土交通省
1157020	下総丘陵における低未利用地を活用した観光共生型地域再生交流拠点整備事業	下総丘陵において土取跡地・残土捨場、遊休農地等の低・未利用地での産業廃棄物の不法投棄が問題となっている。条例等による規制等で取り締まっているが、いまだごこの状態でなかなか解決に至っていないのが現状である。 本プロジェクトは、地域特性、県「観光立県 ちば推進ビジョン」に鑑み、民間主導による新たな観光拠点(体験牧場公園等)を整備することにより、「低・未利用地の有効活用による地域の再生」と「不法投棄等の負の連鎖の解消」を目指すものである。	既存施設である総合運動公園の観光拠点としての再生 当該事業区域には、総合運動公園フレンドリーパークが隣接している。また、千葉県内には、多くの育成牧場や乗馬クラブが集積しているが、「馬とふれあうことが出来る総合公園」は存在しない。 このようなことから、当該総合公園隣接地である未利用地を中心に「馬をテーマとした牧場公園の整備を図り、総合公園と一体的な公園として再生することにより、地域住民等の健康増進に寄与するとともに、千葉県の観光立県を推進する。	総合運動公園内に、地域活性化のための観光農園や乗馬ができる施設を設置できるよう都市公園法の規制緩和をお願いするものです。	千葉県	財団法人都市経済研究所	国土交通省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1171010	開発許可制度の規制緩和	当動物園は自然に恵まれ、檻がほとんどなく、農場や公園の機能に近く、従来の動物園とは一線を画すものです。このような形の動物園には、その機能面及び子供から老人まで、癒す事のできる公益的機能を重視していただき、都市計画法上の開発許可を不要とするよう規制緩和をお願いしたい。	心の豊かさが望まれる中、生命との触れ合い、特に生命の尊さを体で感じることこそ人間形成に欠かす事の出来ない必須条件であると考えます。子供から老人まで、癒す事のできる、渋川動物公園が玉野市にあるという事は、観光地としても、子育ての場としても、地域活性化に役立つのでは、と考えます。	開園前より20年あまりたった現在、玉野市より開発許可申請の請求があった。今になって、そのような請求をされても測量等で費用もかかり、対応が困難な状況であるため。	岡山県	渋川動物公園	国土交通省
1172010	農作物を生産する野菜工場の設置に伴う開発許可に関する規制緩和	現在、兵庫県の新年度産学連携新産業創出支援事業(神戸大学農学部共同研究)の認定を受け、試験プラントの実験を終え、実用化に向けて各行政と事前相談した所、工場と成るので、開発許可申請が必要と指導を受けました。植物垂直栽培システムを農水産物を製造する農業施設とし、開発許可の規制を受けない施設としてほしい。	野菜工場は、他の工場製品と違い野菜を栽培するので、現在の食糧事情を改善する為には今後必要な施設になると考えています。この工場が、全国各地に出来れば災害に左右されず、農薬に汚染されていない野菜を安全・安心・安定的に市場に供給出来るので特別な施設とする必要があるのではと考えています。29条の「知事の許可までは取らなくて良い施設」とし、確認申請を提出する前に、各行政機関と事前協議し、それをクリアすれば確認申請に移れるように頂きたい。その協議の中で開発許可と同レベルで協議・指導をうけるが、29条の申請は不要な施設としてほしい。	【都市計画法の基本理念が農林漁業との調和を図りつつ、都市生活及び都市活動を確保する】とあります。この施設は、都市機能を拡張する施設ではなく、農業施設であると考えています。農業施設であれば開発許可は必要ないが、建築基準法では用途が工場となります。許可申請を無くせば、各自治体の実情に合わせて緩和措置も期待出来ますが、開発許可の条件に合わない為建設が出来なく成っています。その為、農業従事者は開発許可で、6ヶ月～9ヶ月の時間が必要で、開発期間中に申請作業が出来れば良いのですが、各行政の指導が終わらないと建物の詳細設計に入れず時間の短縮に成りません。規模も大規模な物ではなく。今まで無駄にしていた『縦の空間』を活用し、高さ14mの垂直壁面に野菜を上へと並べて育て、株数を沢山増やす栽培方法で従来型の3倍～4倍以上の生産効率を確保し、消費電力の50%削減を目指し採算を取れるものにしてあります。	兵庫県	株式会社 きゅびふぁーむ	国土交通省
1050040	土地収用法における仲裁の申請制限の緩和	滞りがちなまちづくりを推進するため、都市計画事業について、現行法では事業認可前においてのみ認められている仲裁の申請について、事業認可を受けた後でも行えるようにする。	現行法では、都市計画法における事業認可の告示をもって、土地収用法における事業認定の告示とみなされるが、仲裁申請は土地収用法上、事業認定前においてのみ認められているため、事業認可を受けた都市計画事業では、仲裁申請を行うことはできない。そのため、事業には協力的であるが、補償金額のみに折り合いがつかないといった場合でも、収用裁決を受ける必要があり、まちづくり推進の障害となっている。 そこで、事業認可後の都市計画事業についても、仲裁申請を可能とし、簡略化した手続きにより紛争の解決を図る。収用を回避することにより、地権者の精神的な負担を緩和し、まちづくりの推進を図る。	現在、岐阜市では事業認可を受けた都市計画事業の用地交渉で、補償金額のみに折り合いがつかない案件が存在する。現行制度では、そのような場合でも、収用裁決を受ける必要があるが、収用裁決手続は公開されるため、多くの市民にその事実が知られることとなる。岐阜市では過去の経緯や風土的な面もあり、収用を受ける者に対する市民の目が非常に厳しいため、権利者の対外的なイメージが著しく悪くなり、精神的な負担が極端に増えてしまう。事業自体には賛成であるが、補償金額のみが折り合わない権利者に、このような負担を強いることは酷と考える。 また、収用にかけられることへの不信感から、今後の事業進捗にも問題が生じる可能性もある。 そこで、都市計画事業をいち早く、円満に完了するため、事業認可を受けた都市計画事業についても、非公開である仲裁の申請を可能としたい。	岐阜県	岐阜市	国土交通省
1050060	学校敷地内における多数校の調理を行う学校給食調理場の設置可能化	多数校の調理を行う学校給食調理場について、用途地域内の建築物の制限規定に関わらず、学校施設の一部として、学校敷地内での設置を可能とする。	本市では、平成10年10月の岐阜市学校給食審議会答申を受け、より安全な給食への転換をめざし、調理場方式を検討している。 具体的には、学校敷地内の給食室において多数校の調理を行うことで、学校給食の運営の効率化と安全性の向上を目指す。	多数校の給食を調理する施設は、建築基準法上その面積に制限があり、また、建築可能な地域が限定されている。従って、準工業地域及び工業地域以外の地域にある学校敷地においては、多数校の給食を調理する施設を建築することができない。	岐阜県	岐阜市	国土交通省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1067080	都市計画の決定権限の市町への移譲【新規】	県の定める都市計画のうち、1の市町村の区域を越える広域の見地から調整を図る必要のないものとして市町村管理の次の都市施設の都市計画(2以上の市町村の区域にわたるものは除く)を市町村の定める都市計画として移譲する。 政令第9条第2項第1号口におけるその他の道路(自動車専用道路を除く) 政令第9条第2項第3号における一般自動車ターミナル 政令第9条第2項第5号における公園、緑地、広場又は墓園で面積が50ヘクタール未満のもの	広島県においては、市町村合併により基礎自治体の規模や能力が向上したことから、都市計画の決定権限を基礎自治体に移譲することにより、適時適切な都市計画を行うことが可能となり、基礎自治体が住民に対して自律的・効率的な行政サービスを提供することが可能となる。	地方分権一括法により都市計画決定に当たっては市町村が中心的な主体となり県は市町村の区域を越える広域的・根幹的な都市計画に限るとされたところである。その後広島県においては住民に身近な基礎自治体が自律的に行政サービスが行えるよう市町村合併を進め、県内の多くの基礎自治体において、規模・能力の向上が図られたところである。 これに見合った権限として従来県の権限とされていた都市計画のうち、広域調整の必要性の少ない市町村管理の都市施設にかかる都市計画を市町村に移譲することにより都市計画を適時適切に定め、自律的・効率的な都市計画行政の推進を図ろうとするものである。	広島県	広島県	国土交通省
1067180	特定重要港湾の入港料に係る国への協議の廃止	特定重要港湾の入港料を決定又は変更する場合に義務付けられている、国への同意を要する協議及び国から運輸審議会への諮問を廃止し、県の判断による決定が可能となるよう制度の見直しを行うこと。	国に対する同意を要する協議が廃止されることにより、都道府県の自主的かつ迅速な料金の決定・変更が可能となる。	入港料は、港湾の保全を行うための工事の費用及び港湾の維持管理費用を基礎として料率を定めるものである。 一方、東アジア諸国の経済発展や経済活動のグローバル化の中で、広島県では、国際物流拠点である広島港のグローバルゲートウェイとしての機能強化を目標に掲げ、利用しやすい港づくりに取り組んでおり、当然ながら、入港料などの港湾施設利用料は、他港とのバランスや経済便益等を慎重に検討した上で定めることとしている。また、最終的には県議会の議決を経て決定することから、県の自主的な判断により決定することにより、国際貿易等に不利益を与えるものではないと考えている。 このため、今後、国における「入港料検討委員会」での検討にあたっては、本県の提案趣旨を理解頂き、前向きな検討をお願いしたい。	広島県	広島県	国土交通省
1067190	土地利用基本計画策定に係る国への協議の廃止	都道府県が策定する「土地利用基本計画」は、策定及び変更の際に国土交通大臣への協議・同意が必要であるが、この手続きを廃止し、必要以上の国の関与は廃止すべき。	国に対する同意を要する協議が廃止されることにより、必要以上の関与が排除され、都道府県の自主的かつ効率的な計画策定が可能となるほか、地方の特色ある計画と計画に基づく取り組みが期待できる。	土地利用基本計画は上位計画である「国土利用計画」を基本として策定するので、国土利用の基本理念は反映されると言える。個別規制法についても、当然に各法律に基づいて作成する個別計画との整合を図りながら作成するものであり、改めて協議を行い、同意を得る必要はない。 国土交通大臣への協議・同意を規定する現行制度は、必要以上の国の関与であり、地方分権改革の推進を図り、地方で行うべきことは地方で行うことができるよう制度の見直しをすべきである。	広島県	広島県	国土交通省
1104010	道路法第32条道路の占有の許可施設条件の緩和(または同占有の許可対象施設の拡大)	現行法の占有の許可対象施設について、一定の要件を満たす場合には、物販を行う施設を含むことを可能とする。	内外から多くの人々が訪れる中心街区のメインストリートにおいて、まちの活性化を目的として、道路の一部を占有して「まち」と「みち」の情報提供を行う施設「未知の駅・御堂筋(仮称)」を設置する。 当該施設は、持続的に、まちの活性化および適切な道路管理を支えるものとして、運営主体が継続的な事業遂行を可能とする収益を伴う物販機能(施設内の広告収入を含む)を具備するものとする。なお、物販対象については、観光情報媒体、地元商品・サービス、駐輪場及びバス等公共交通機関のチケット等に限定する。	御堂筋周辺地区は、一日それぞれ1,475千人、615千人のターミナル利用者(第4回パーソントリップ調査、平成12年)のある梅田、難波の区間の4kmで形成され、多くの人々が訪れる大阪を代表する地区である。また近年、東南アジアからの来訪者も急増している。その主要駅である淀屋橋、本町、心斎橋各駅周辺には「まち」の情報発信施設や観光案内所がない。大阪の活性化のためにも駅周辺で観光客や外来者に情報発信施設とわかるものが必要である。しかし御堂筋はビジネス街でありこれらの施設設置は極めて困難である。 そのため国道25号御堂筋の歩道の一部を占有して観光案内所等の情報発信施設整備を行いたい。しかし道路法第32条(道路の占有許可)では観光案内所等は占有施設に該当しないこと。また一般的に祭事・イベント以外で道路上での物品販売は認められないため道路法の弾力的運用、規制の緩和を提案する。	大阪府	NPO法人長堀21世紀計画の会	警察庁 国土交通省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1112010	アーケード設置基準の緩和	現行通達及び法令で規定されているアーケードの設置基準について、一定の要件を満たしている場合には、その基準を緩和し、車の往来する道路上及び交差点上にアーケードを設置できるものとする。	車道で分断されている街区をアーケードでつなぐことにより、来街者の回遊性を高め、中心市街地の活性化を促進する。 具体的には、現在、アーケードを建設する際には、昭和30年に発令された通達及び道路法施行令に基づき、車の往来する道路上及び交差点には原則としてアーケードを設置できないことになっているが、街づくりやバリアフリーの観点から見て当該地区の活性化に寄与するアーケードの設置については、特例措置を定め、設置を許可する。これによって街区の回遊性が高まり、中心市街地の活性化を促進する。	提案理由：天文館地区商店街は全国でも有数の面的につながるアーケード網で一体的な商業集積が形成されているが、街区のほぼ中央を国道225号(照国通り)が南北に貫いており、街区内の回遊性が大きく妨げられている。特に鹿児島市は降灰・豪雨・日照などの特殊事情もあることから、国道225号を挟む両街区の一体化は中心市街地活性化における大きな課題となっている。そこで、当地区が従来から提唱してきた「バリアフリー」の観点も加えて、回遊性の高い快適な商業空間を形成するため、来街者の主要通路にあたる照国通り中町交差点の横断歩道上にアーケードを整備し、中心市街地の活性化を促進するものである。 代替措置：道路管理者・建築許可者・警察・消防を含めた連絡協議会において、事前に十分な連絡、調整を行う。	鹿児島県	鹿児島商工会議所	警察庁 総務省 国土交通省
1165010	道路法32条の弾力的運用によるまちづくり広告特区	商店街振興組合、TMO、NPO等の地域組織が、道路法32条の占用許可が得られないため有効なまちづくり財源となり得る公道を活用した屋外広告が実施できずにいる。そこで、地域活性化等に資する公道上での屋外広告については、道路法32条を弾力的に運用することで、占用を許可することを要望する。 また、この提案に関して、現状でも可能という判断を示すのであれば、より円滑に許可が得られるよう「地域活性化等に資する公道上での屋外広告に伴う道路占用許可のガイドライン」を発出することを合わせて要望する。	公道上を活用した屋外広告を可能とすることで、商店街振興組合、TMO、NPO等のまちづくり組織が、広告事業収入という新しいまちづくり財源を獲得できるようにすることを目指す。 道路活用により得られた収益は、まちづくり組織が計画する地域の活性化、都市の賑わい創出、まちの魅力向上のために使用する。例えば、街路灯や沿道の植栽の整備、アーケードの維持管理、違法駐輪の撤去、オープンカフェのような地域活性化イベントなどのために活用されるようにする。	地域での社会的・経済的及び文化的活動の拠点として、コンパクトで賑い溢れる市街地への再生は現在急務である。しかしながら、商店街だけによる市街地の再生は限界に来ている。市民、商業者、企業、行政が協働し、地域再生NPOや社会的企業と連携しながら市街地再生に取り組むことが必要となり、その連携のためには、財源確保が避けて通れない。そこで、本事業は、広告事業により財源不足の問題を克服させ、民間事業活動と連携した地域づくりを可能とする。 但し、広告が無制限に広がるのを防止するため以下のようなガイドラインも必要であるとする。区域を限定する デザインルールや広告掲出基準に設ける 掲出する主体を商店街振興組合、TMO、NPO等の地域組織に限定する 広告事業による収入の用途は、まちづくりのために限定する。	東京都	株式会社 ジャパンエリア マネジメント	警察庁 国土交通省
1164030	道路区域内への民間駐輪場の設置の容認	道路法施行令が改正され、平成17年4月より歩道上に道路附属施設として駐輪場が設置可能となったが、設置主体が道路管理者に限定されているため、この要件を緩和し、民間(商店会等)の設置・運営についても認めるようにする。	新たな駐輪場の確保が困難な駅前商業地区等において、道路管理者が必要と判断した場合、民間事業者(商店会等)が道路区域内に駐輪場を設置・運営できるよう規制を緩和する。なお、「占用物件の適切な管理として、占用主体、占用の場所等について検討している」とのことであるが、これらについては、道路管理者である自治体の主体性が尊重されるよう、必要以上に詳細な規定を定めることを避けるとともに、交通管理者との調整、申請手続きの簡素化についても考慮されたい。 このことにより、放置自転車や無秩序な買物用自転車の駐輪の抑制が図られるとともに、商業の活性化にも資することが期待される。	駅前商業地区においては、歩道上の放置自転車及び買物駐輪等によって歩道が塞がれ点字ブロックが確保できないなど、交通安全上の問題が緊急の課題となっている。しかし、新たな駐輪場用地の確保は非常に困難であり、課題解決のためには、道路区域内を民間駐輪場として利用することが有効である。 なお、道路区域内に民間駐輪場の設置を認めるにあたっては、交通管理者との調整はもとより、住民合意があること、設置者が公共的団体であることなど、一定の条件を付すことにより、道路空間の確保と公共性は担保されるものとする。	東京都	三鷹市	警察庁 国土交通省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1123010	鞆町後地地区開発行為の要件緩和	都市計画法29条の都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為の要件緩和。	共同溝(光ファイバー、電気、上下水道、消火栓) 環境に調和した温泉ホテル コミュニティセンター(温泉) フェリーターミナル マリーナ 港廻り定期航路 バスセンター(町内周遊介護コミュニティマイクロバス、レンタル電動カート) 駐車場(観光客、住民、業務) 住宅地(地元出身者、新規住民) 別荘地(レンタル、分譲) 商業地(コンビニエンスストア、土産物売店等) 医療介護施設(温泉) 鉄工団地の外観整備 陶磁器制作場 ビオトープ(地理的、気候的に最も適した動物と植物がバランスを保って生きていける空間) ロープウェイ(後山公園～沼名前神社北側) 以上の創造	提案理由： 二千年以上の歴史が有り、瀬戸内海の中で潮待ちの港として栄えた鞆の浦は、近代化によって日本中の多くの都市が変貌した中で、奇跡的に自然の景観と歴史的環境を色濃く現在に残している極めて貴重な街である。ところが、近代化の開発を免れた故に、地場産業の衰退、狭小な住宅事情等により少子高齢化と過疎化が加速し、固有の掛け替えの無い有形・無形の現在進行形の歴史的文化財が、危機的状況にある。 そこで、近代都市の問題点を解決し、鞆の浦を21世紀の理想都市として再構築する為、鞆町後地地区に近代施設を充実し、鞆町鞆地区との都市施設が相互に補完しあう都市構造を整備する。 代替措置： 都市計画法等の要件緩和による市街化によって、「若者が出て行かない、地元出身者帰ってきたくなる町」そして、国土交通省が中心に推進するVisit Japan Campaignに資するものとする。	広島県	個人	国土交通省
1123020	鞆町鞆地区開発行為の要件緩和	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第12条の認定事業者の要件緩和	共同溝(光ファイバー、電気、上下水道、消火栓) 車の速度を15km以下に制限 バスや荷さばきの車の空間を兼ねた辻広場 港廻り定期航路 古い街並みを構成している民家の再生 既存の歴史的資源の整備 新たな歴史的資源の発掘 鞆の浦ブランドの確立と情報発信 地域イベントの促進(往年の祭り「七月踊」現代版を、鞆町共通の祭りとして復活) 個性的な交流イベントの開催 以上の創造	提案理由： 二千年以上の歴史が有り、瀬戸内海の中で潮待ち港として栄えた鞆の浦は、近代化によって日本中の多くの都市が変貌した中で、奇跡的に自然の景観と歴史的環境を色濃く現在に残している極めて貴重な街である。ところが、近代化の開発を免れた故に、地場産業の衰退、狭小な住宅事情等により少子高齢化と過疎化が加速し、固有の掛け替えの無い有形・無形の現在進行形の歴史的文化財が、危機的状況にある。 そこで、近代都市の問題点を解決し、鞆の浦を21世紀の理想都市として再構築する為、鞆地区は歴史的景観、環境を大切にされた整備を行い、後地地区との都市施設が相互に補完しあう都市構造を整備する。 代替措置： 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の要件緩和によって、世界有数の歴史伝統密度が濃いまま残っている町の保存と国土交通省が推進するVisit Japan Campaignに資するものとする。	広島県	個人	国土交通省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1123030	駐車料金等の使途の要件緩和	駐車料金及び割増金を、路上駐車場の管理に要する費用に充てるほか、駐車場整備地区内の地方公共団体の設置する路外駐車場の整備に要する費用以外に充てる事が出来る様に要件緩和。	町内周遊介護コミュニティマイクロバスとレンタル電動カートに町民高齢者が無料乗車出来るパスポート原資に充当 町内交通整理の為に人件費に充当 町内交通方法周知の為に広告費に充当(チラシ、ホームページ等)以上の実現	提案理由: 鞆の町並みは江戸時代に建設され、歩行者の為に存在し生活空間の一部であった路が残るが故に、幅員4m前後と狭小であり、部分的に2.7mと狭くなっており、隅切りが無く曲がれない等の状況が随所に存在している。その為、地区内交通と通過交通・観光交通の輻輳により円滑な通行が行われず、歩行者の安全性も確保されない上、特に救急車や消防車等の緊急車両の通行が大きな問題となっており、若者の流失原因にもなっている。又、狭隘な住宅地事情等により住民・観光用の駐車場が決定的に不足している。そこで、後地地区に駐車場を整備し、バス、カート、ロープウェイ、自転車等を利用し、パークアンドライドを実現する事により町内交通を円滑し、又、高齢者福祉に貢献する。 代替措置: 駐車料金等の使途の要件緩和により、町内交通円滑化と高齢者福祉の具体化策の原資に充当する事によって実現出来ると思われる。	広島県	個人	国土交通省
1123040	レンタル電動カートの道路使用の要件緩和	道路交通法第76条7項の道路又は交通の状況により、公安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定められた行為の要件緩和。	町内異動用レンタル電動カートによる観光客や町民高齢者の公道利用の実現	提案理由: 鞆の町並みは江戸時代に建設され、歩行者の為に存在し生活空間の一部であった路が残るが故に、幅員4m前後と狭隘であり、部分的に2.7mと狭くなっており、隅切りが無く曲がれない等の状況が随所に存在している。その為、地区内交通と通過交通・観光交通の輻輳により円滑な通行が行われず、歩行者の安全性も確保されない上、特に救急車や消防車等の緊急車両の通行が大きな問題となっており、若者の流失原因にもなっている。又、市街地は港町特有の坂道が多く、高齢者は日常生活の移動に苦労している。そこで、観光客や地元高齢者住民の異動手段の一つとして、環境にやさしく、狭隘な道路にマッチした、レンタル電動カートの公道運行を実現する事により町内交通を円滑し、又、高齢者福祉に貢献する。 代替措置: 道路交通法の禁止行為の要件緩和により、町内交通円滑化と高齢者福祉に貢献出来ると思われる。	広島県	個人	警察庁 国土交通省
1019010	下水道処理区域内における便所方式の追加	寒冷地域では、水洗の公衆便所は冬季になると凍結のため使用出来なくなる。また、災害時の断水時にも水洗便所は使用出来ない。そこで、寒冷地域や災害時に人が集まるような施設周辺に限って、建築基準法第31条第1項の「下水道処理区域内においては、水洗便所以外の便所にしてはならない」という規定を緩和し、非水洗便所の使用も可能とすることで、1年中使えて災害にも強い常設トイレを設置できるようにする。	寒冷地の公園トイレ(水洗便所)は、冬期間、クローズされており市民は困っている。また、災害時にも水洗便所は使えないという不安がある。現在では、便所に関する研究開発も進み、法制定当初には想定していなかった新便所が実用可能な状態まで開発が進んでいる。当社の商品(おがくずを使ったバイオトイレ「バイオラックス」)も富士山の山頂や旭山動物園等に設置しクリーン、無臭、水を使わず環境に優しいということで好評を博している。是非とも、下水道処理区域内において、このような水洗便所以外の便所を設置できるようにして頂き、1年中使えて災害にも強い常設トイレを設置して参りたい。	第2、3次提案次の同趣旨の提案において、貴省からは「バイオトイレの性能評価手法がない、周辺環境に悪影響を与える可能性がある」との回答があったが、貴省が責任をもって評価手法の確立及び悪影響の立証を行うべきと考える。また、「下水道事業と清掃事業への二重投資を招く」との回答については、二重投資を招くか否かは事業管理者である地方公共団体が判断すべき事項であり、地方公共団体が設置する場合などに限定すれば問題ないと思われる。これらの点を踏まえ、本提案が具体的にどの様な弊害を発生させるのかご回答頂きたい。なお、「下水道処理区域から除外すれば、現行法でも設置可能」との回答も頂いているが、処理区域は面的なものであり、例えば公園だけ処理区域から外すというような点での対応の困難さ、及びその手続きも議会や知事の許可が必要という煩雑さがある。このため、段階的な便所整備等のケースでは、実現が非常に困難である。	北海道	正和電工株式会社	国土交通省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1138140	下水道区域内におけるバイオトイレ「バイオラックス」の利用	下水道区域内において、現行法で利用できないバイオトイレ(木屑を利用する「バイオラックス」)を、公衆便所、災害時の避難場所の便所、一般家庭、企業、民間施設等で利用可能とする。	大川地区は、460数年の伝統を誇る木工産業がある地区であるため、木屑を大量に産している。この木屑を、環境に優しく、コストの安い環境負荷の少ないバイオトイレ「バイオラックス」に活用することにより、木屑処理の効率化が実現できるだけでなく、地方自治体の処理コストの節減につなげることも可能となる。また、バイオトイレは水洗便所と異なり、断水時でも利用できるため、災害に強い街作りを作るための施策としても有効である。	現行法では、下水道区域内では水洗便所以外の便所は利用できないが、水洗便所以外の便所施設でも、環境に優しく清潔で安心して使用することができ、かつランニングコストの低いものであれば、利用を妨げる理由はないと考える。また、災害等、断水時には水洗便所は利用できなくなるが、バイオトイレは利用可能である。水を使わず、大川地区で産出される木屑の有効活用も可能なバイオトイレ「バイオラックス」は、環境大臣賞、中小企業長官賞等を受賞し、内外共にその優秀性を認められた便所施設であると共に、コストの節減も可能である。	東京都、福岡県	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会、白垣木材株式会社	国土交通省
1138010	一般貸切旅客自動車運送事業者の、営業下限定員を7人乗り以上とする。	一般貸切旅客自動車運送事業者は、定員11名以上の車両での営業となっている。これを、定員7名以上とし、小グループ向け貸切サービスを充実させる。	旅行形態が大型バスを中心とした団体旅行から、個人やグループなどへと変化しているにも関わらず、10名前後のグループによる移動を提供すべきサービスの選択肢は非常に限られる。小グループによる車の貸切サービスを提供できるよう、一般貸切旅客自動車運送事業における最低定員を7名以上とする規制緩和を要望する。	一般貸切旅客自動車の最低定員を7名以上とすることにより、個人・グループによる需要が喚起される。また、地域の観光振興を図るために様々なツアー企画を運営していくためにも、小回りがきき柔軟に対応できる7名程度からの貸切サービスは、非常に大きな期待がかかる。車体に貸切表示をすることによりタクシー類似行為は防げるものと考えられる。さらに、車両管理については一般貸切旅客自動車運送事業者として対応できる能力があれば問題ないものと思われる。	東京都、長野県	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会、社団法人21世紀ニュービジネス協議会	国土交通省
1138020	過疎地域でのタクシー営業所の設置要件緩和	過疎地域でのタクシー営業所の設置要件を1台以上とする。	タクシーの営業所を設置するためには、5台以上の車両を配備する必要がある。しかし、都市周辺地域や山間部では、利用頻度も低く、5台を配備しても採算性に問題が出る。その一方で、バスなどの運行も採算性に乏しく、都市部への移動手段がなくなりつつある。そこで、営業所の設置要件を緩和し、1台以上とすることを提案する。これにより周辺部での営業所設置が可能となり、利用者の利便性が高まり、住民の足も確保できる。	提案理由 都市周辺部、山間部の高齢者は、交通手段が無く孤立する傾向にある。都市周辺部をネットワーク化し、営業所を分散化することにより、交通手段の確保が狩野となる。タクシー運転手の中には、周辺部に暮らす方も多く、周辺部での雇用の確保と交通手段の確保が図れる。 代替措置 1人営業所を認める地域は、営業所の営業範囲の人口が一定割合で減少している地域のみとする。また、毎日の始業開始時の点呼は、テレビ電話を利用して行なうこととする。さらに、週に2回は、始業時に本社営業所へ赴き、営業報告、運行管理状況の報告を行なう。1人営業所として認められる要件も、5年以上乗務員を経験し、かつ同一事業所に3年以上勤務している社員に限ることとする。さらに、申請前3年間無事故無違反であることを条件とする。	東京都、長野県	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会、社団法人21世紀ニュービジネス協議会	国土交通省
1152010	建設業法の定める国土交通大臣許可に係る要件緩和と經由事務の撤廃	大臣許可の要件を、営業所が置かれる都道府県3(～5程度)以上に拡大し、新たに県外に支店を置く場合には、本・支店が置かれる都道府県知事があらかじめ協議・同意した上で、本店のある都道府県の知事の許可とすることで、許可手続きを迅速化する。 また、大臣認可の場合には、直接、国に申請できるよう手続きを簡素化する。	都道府県知事の許可の範囲を拡大することで、都道府県の区域の外に支店を置いた業者であっても、1ヶ月程度で許可を取得できるなど許可手続きを迅速化するとともに、都道府県において規模の大きい業者に対するきめ細かな指導・監督が可能となる。 また、現在、許可データは全国的な情報ネットワークで検索が可能。都道府県を経由することなく、直接国に申請する方法に改めることにより、都道府県事務を軽減することができる。	建設業の大臣許可は、2以上の都道府県に営業所を持つ場合に、本店の所在する都道府県経由で国に申請すると規定されているが、知事許可業者から大臣許可業者となった途端、許可手続きに要する期間(標準処理期間)は4倍にもなる(30日→120日)。 また、大臣許可手続きは、法定受託事務として都道府県経由で国に進達することとなっている。実質的に都道府県と国で二重の審査となっていること、許可書原本は国から直接業者に送付されるという実態等を踏まえると、都道府県を経由させる必要性がない。	福井県	福井県	国土交通省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1152030	地方自治体が保有するバスを活用した路線バス運行の容認	地方自治体とバス事業者との間で一定期間以上にわたって賃貸契約等を締結することを要件に、事業者が地方自治体所有のバスを事業用(乗合バス)として使用することを容認する。	地方自治体所有のバスを、一般乗合旅客自動車運送事業用の車両として活用することにより、祝休日などに需要の多いバス路線を開設、増便し、地域住民の利便性の向上につなげる。また、自治体が所有するバスの有効活用にもつなげる。 (例) ・地方自治体所有のスクールバスを土日に事業者に貸与し、郊外の公共施設等への路線を開設	地方自治体には、スクールバスや業務用バスなど自己所有のバス(白ナンバー)があるが、土曜、日曜など祝休日に使用するケースが少ない車両も多く、常時利用されることはない。 旅客運送を行う場合、事業用車両については事業者が使用権原を有することが必要である(緑ナンバーに限定)が、自治体所有のバスを、一般乗合旅客自動車運送事業用の車両として活用することで、祝休日などに需要の多いバス路線を開設、増便することができ、地域住民の利便性の向上につながる。	福井県	福井県	文部科学省 国土交通省
1045010	自家用貨物自動車の車検期間を延長する構造改革特別区域申請	北海道における農業用で使用している自家用貨物自動車の車検期間延長に関する構造改革特別区域の提案。昨年も同様の特区申請を行い、国土交通省と数回の及びやり取りを行いました。残念ながら時間切れで申請が認められませんでした(経過は特記事項に内容を添付)。このため本年も、昨年の経過を踏まえて同様の特区申請を行います。	北海道内において農業用で使用している自家用貨物自動車については、特殊性を十分考慮し、特例として車検期間を延長し、自家用乗用自動車並みにするよう規制緩和すること	本道農業はWTO体制の下で、米など農畜産物価格が下落を続ける中で厳しい経営環境に立たされており、経営のコスト低減が強く求められています。とくに規模の大きい本道農家は、最低でも1戸に1台以上の自家用貨物自動車を所有しておりますが、大きなコスト負担となっております。北海道は半年が冬期間で雪に覆われ、使用期間が極端に短く、本連盟の調査によりますと、道内の農家が所有する自家用貨物自動車の年間走行距離は5,000キロ未満が全調査台数の85%を占めており、走行距離が短い実態にあります。つきましては、こうした走行距離の実態や貨物用自動車の耐久性が著しく向上していることなどを踏まえ、北海道内において農業用で使用する自家用貨物自動車の規制改革が実現されることを望みます。	北海道	北海道農民連盟	国土交通省
1085010	たすけあいスタイペンド移送特区(無償の輸送の範囲の拡大)	NPO法人等の非営利法人が中心となって会員を対象に行うボランティア移送のうち、1時間当たりの利用者負担がガソリン代等の実費相当額も含めて最低賃金以下の謝礼(スタイペンド)にとどまるものについては、無償で提供されたものとみなし、道路運送法第80条第1項の許可(改正道路運送法においては同法第78条第2号の登録)の対象から除外する。	現在の「有償ではない」ことについての解釈を一步進め、NPO法人等が中心となって会員を対象に行うボランティア移送のうち、1時間当たりの利用者負担がガソリン代等の実費相当額も含めて最低賃金以下の謝礼(スタイペンド)として提供されるものであって、かつ、地方自治体(県)による認定を受けたものについては、無償で提供されたものとみなし、道路運送法第80条第1項の許可(改正道路運送法においては同法第78条第2号の登録)なく移送の活動が行えるようにする。 骨子:別添資料 参照	提案理由: 道路運送法等一部改法案の審議において、国土交通大臣は、登録を要しない助け合いによる福祉輸送の存在を認めつつ、有償性の判断は、これからの高齢社会を考慮してできるだけ自由に移動ができるようにしていくという趣旨を阻害しないようにすべきと答弁した。また、同法案附帯決議でも、地域における助け合い活動、ボランティア活動による移動制約者の円滑な移動が引き続き確保されるよう十分配慮することとされた。 こうした状況を踏まえ、現在の有償性の解釈を改め、1時間当たりの利用者負担がガソリン代等の実費相当額も含めて最低賃金以下の低廉な金額で提供される移送については、当該活動が助け合いの精神から発していることに鑑み、「無償」とみなすことが適当と考えられる。 代替措置: 「無償」とみなす場合の要件として、地方自治体(県)の認定を受けることを盛り込むことにより、輸送の安全性を担保することが可能となる。	群馬県	特定非営利活動法人 じゃんけんぼん、特定非営利活動法人 ウイングおじま、特定非営利活動法人 エブロンの会 地域福祉サービス、特定非営利活動法人 尾瀬なでしこの会、特定非営利活動法人 お互いさまネットワーク、特定非営利活動法人 しるく、特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ(ナルク利根沼田)、特定非	国土交通省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1135010	公道でのセグウェイ利用の一部開放	独特な仕様から現状の道路交通法ではそのまま公道で乗ることが不可能なセグウェイを一部環境の整った道路で制限を設けることにより利用を許可する	台場・有明・豊洲・晴海・汐留・大崎・品川・天王洲・東京駅周辺・皇居周辺・日本橋・永田町周辺・新宿都庁周辺・銀座・秋葉原など、歩道が広く、また、解放することにより、地域の活性化が期待できる該当地域を決める。 セグウェイには黒(9.6km/h)・黄(12.9km/h)・赤(20km/h(P型は16km/h))の3種類のキーが有り、低速の黒で上記のような歩道を走るのを許可する。 万が一の事故などのために自賠償保険加入の義務を法令化する	提案理由： 環境的にもやさしく、米国では警察や郵便局をはじめ、さまざまな機関や個人で利用している、画期的な移動手段であるセグウェイ。現状の日本の道路交通法の中で公道で乗れるようにするのは、仕様上不可能に近い。 代替措置： セグウェイはキーにより最高速を規制知ることが出来る。ただ、速度を抑えると車道で乗るには危険。そのため幅が特定幅以上の歩道、二輪車などが通行可能な歩道でのみ許可する。	東京都	1stSegwayJP	警察庁 国土交通省
1148010	特殊車両通行許可に係る前後誘導車条件の緩和	特殊車両許可に係る誘導車条件について、現行は特殊車両の前後に全区間誘導車を配置することとされているが、これを前部誘導車だけの配置とする。	輸送用大型機械の輸送コストの削減により港湾の国際競争力の強化とCO2の削減を図る。具体的には常陸那珂港と土浦工場とを結ぶ特殊車両許可に係る誘導車条件について、現行は特殊車両の前後に全区間誘導車を配置することとされているが、これを前部誘導車だけの配置とする。	現行では、1台の特殊車両につき2台の誘導車が必要となっていることから、複数の特殊車両による輸送の際には、相当の誘導車の数となり、効率的な輸送の妨げやCO2排出による環境への悪影響、さらには交通渋滞の原因となることが想定される。誘導車の役割としては、交差点幅員狭小部等を通過する際に他の交通の安全を確保するための誘導処置や、橋梁等の構造物保全のために複数の特殊車両等が連行をしないなどのために配置するものであることは承知しており、前部誘導車については、これらの役割について必要性を認識しているが、後続誘導車については、特殊車両の後部に、車長、車幅、車両総重量、車間距離の保持等を記載した夜間でも視認できる表示板を設置することにより、後続誘導車に求められる後方車両への注意喚起及び安全確保の役割に代わる効果があるものとする。	茨城県	日立建機ロジテック株式会社	国土交通省
1162060	緊急自動車の指定要件の緩和	道路交通法施行令における緊急自動車の規定を緩和し、やむをえない救急搬送に限り、へき地の住民が保有する一般の車両を緊急自動車とみなすもの。	本提案は、へき地で患者が発生した際に、当該地区の住民が保有する自動車を用いた救急搬送を認めるもの。 本特例措置により、緊急搬送に要する時間が短縮し、救命率の向上が望めるうえ、へき地住民の安心・安全の向上にもつながる。しかもドクターヘリよりも低コストである。 具体的には、患者が発生した際において、消防本部に電話して救急車と落ち合う場所の指示を受けたのちに、住民が車を運転して当該場所まで患者を搬送するもの。 当該車両は日常は緊急車両としてではなく、通常の車両として運行するが、患者の搬送時に限って赤色灯の回転やサイレンを鳴らし、一時的に緊急自動車として運行する。	提案理由： 東北地方の山間部では集落が散在しており、最寄りの消防署出張所からも相当な距離があるため、救急車の到着までに数十分を要することがある。重症者であれば、最寄りの救命センターまでさらに長時間の救急搬送を余儀なくされる。もし救急車の出場が輻輳すると、長時間の待機が必要となる。こうした原因によるPreventable Deathを防ぎ、患者の予後を改善するため、へき地住民が持つワンボックス車等を救急搬送に活用することを提案する。 代替措置： 緊急走行ができる者は運転の、同乗者は応急救護等の訓練を受けた者に限る。出発の際して119番に通報し、救急車に患者を引き渡す場所の指示を受ける。 みだりに緊急走行が行われることを未然に防ぎ、適切な運用がなされたかについて事後の検証を行うため、すでに県に設置されているメディカルコントロール協議会で個々の出勤事例について検討する。	千葉県	特定非営利活動法人医学教育振興センター	警察庁 総務省 国土交通省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1042010	救急・災害現場への医師派遣用乗用車の緊急自動車としての指定追加	現行法令で規定されている救急二輪に加えて、地方公共団体の消防機関からの要請により、傷病者の初期治療のために出動する車両に「医師派遣用乗用車」を緊急自動車に指定追加すること。	ドクターカー活動は消防用の救急車が使用されてきたが、搬送用ベッドを装備しない乗用車ベースの緊急自動車を導入し、横浜市救急体制において消防機関と連携して実施する。119番通報において緊急度が高いと判断された事例に対し、消防機関からの要請で医師が本車両で救急・災害現場へ急行する。現場で同時出場した消防の救急隊等と合流し、傷病者の初期治療を現場から開始し、その後の医療機関への搬送は消防の救急車で行う。乗用車ベースの緊急自動車の導入により、医師の現場出場が一層迅速化され一刻を争う傷病者のさらなる救命率向上や予後改善が期待される。また、車両価格が従来の救急車より低いので、ドクターカーの普及も予想される。	救急・災害現場での医師現場活動は救命率向上と予後改善に寄与する。我々は平成12年から救急車タイプの車両でドクターカー活動を行ってきたが、渋滞時や狭い路地での機動性に欠け、傷病者の搬送は消防機関の救急車で行くことも多く、平成17年秋に搬送用ベッドを装備しない乗用車を緊急自動車として申請することを検討した。該当する規定が法令上見あたらず、同年11月からベッドを装備した乗用車(救急車として認可済)を使用している。乗用車のため機動性は格段に改善され、傷病者の搬送は消防の救急車で全て行っているが、搬送用ベッドスペースを医師や医療機器積載のために利用することが望まれる。119番通報内容から医師派遣事例の選別が必要であるが、基準を作成し試行を重ねている。横浜市救急体制にドクターカーが位置づけられており、有用性の向上と効果的な実施のために、医師派遣用乗用車を緊急自動車として指定追加されることを提案する。	神奈川県	横浜市立大学附属市民総合医療センター	警察庁 総務省 厚生労働省 国土交通省
1139010	自治体が行う患者等搬送事業者への緊急通行権の付与	患者等搬送事業者が使用する車両について、緊急性を生じた場合、緊急自動車として業務に利用可能とする。	患者等搬送業務については、その対象が緊急の必要のない患者等の搬送となっている。しかし、搬送中の容態の急変により緊急に医療機関等に搬送の必要が生じた場合、又は、僻地での119緊急要請により消防署救急車の到着時間に時間を要する場合の乗り継ぎ等、より質の高い患者搬送サービスを行うと共に、赤色回転灯及びサイレンを吹鳴させることにより、患者搬送中であることを周囲に認識させることで、患者を安全に搬送できる。	近年、消防の救急業務は災害による事故のみならず疾病事案も多く含まれ、年々その需要は増加の一途をたどっている。また、当圏域は山間地に加え管轄面積が広大であり、常備消防による救急業務のみでは、地域住民の需要にはこたえられないことから、緊急度の低い患者等を対象とした自治体での無償による患者搬送業務を圏域管轄の消防署の認定を受け実施する計画をしている。しかしながら、圏域が広域であり、医療機関までの搬送時間が長くなること。また重篤患者等の119要請においても現場到着までの時間がかかることから、消防署の救急車両との乗り継ぎまでの患者搬送に緊急走行は欠かせなく、緊急通行権を付与することでより質の高い患者搬送サービスが行えると共に、問題が解消される。	大分県	日田市	警察庁 総務省 国土交通省
1007010	災害発生時における緊急自動車の用務の拡大	道路交通法において規定されている緊急自動車に指定される自動車の用務を拡大し、災害対策基本法に位置付けられている災害の内、当市域において発生が予測される災害(暴風、豪雨、地震、大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出)及び航空機事故に際し、市民の生命・身体・財産の安全を守るために市が実施する災害応急活動を行う自動車についても緊急自動車に指定する。	災害の発生またはその恐れがあり、災害対策本部または準じる組織(災害警戒本部、航空機事故被災者救援対策本部)が設置された場合に、市は情報収集、現場指揮、被災地域での広報、警戒巡回等の災害応急活動を迅速に実施する必要がある。現状では当該活動を一般車両で行っており、現場到着が遅れることにより、迅速な実施に支障をきたすおそれがある。よって、より迅速な災害応急活動実施のため、当該活動を行う自動車を緊急自動車に指定する。また、当市は水防機関が水防のための出動に使用する自動車として緊急自動車を所有しているが、これを上記災害応急活動を行う緊急自動車として活用する。	災害時には、消防車両、救急車両以外に災害対策本部等の活動を円滑に遂行するための緊急自動車が必要である。大和市では、赤色回転灯、サイレン、衛星電話、LED表示ボードなどを装備した災害対策車を1台整備している。この車両は、「水防機関が水防のための出動に使用する自動車」として、神奈川県公安委員会から緊急自動車の指定を受けているが、市が災害対策基本法において責務を負う災害には、道路交通法施行令に記載されている目的のみでは十分な活動が行えず、活用範囲を広げる必要があると考える。すべてのもてる能力を投入し、市域並びに市民の生命、身体、財産を災害から保護することは、市の責務であり、災害により発生する地域経済の損失を減じ、維持発展を図るためにも基本となるものである。	神奈川県	大和市	警察庁 国土交通省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1137010	特定港の同一事業所内棧橋における、土日、祝祭日の危険物船の再着棧の緩和	現在危険物荷役許可については、土日、祝祭日の閉庁日の対応として「併せ申請」を認めていただいているが、荒天等により荷役途中で一時的に離棧を余儀なくされ、閉庁日に再着棧する際、当初の申請と積載数量が異なっている場合に、電話連絡等により数量の変更を港長に連絡すること等により当該併せ申請を有効なものとし、再着棧を可能とする。	「併せ申請制度」の緩和により、荒天等により荷役作業中に離棧を余儀なくされた危険物船の土日、祝祭日のスムーズな再着棧を可能とすることで、荷役作業の効率化と滞船料の削減を図る。	提案理由： (1)港則法第23条第1項に基づく危険物荷役許可申請を行う場合、荷役が閉庁日にずれ込んだ場合に備え、閉庁日分の併せ申請が認められており、再着棧の場合も積荷数量に変更がなければ同様に認められている。しかし繁忙期の冬場には荒天等により荷役作業中に離棧せざるを得ないことがよくあり、この場合の再着棧については数量が変化しているため、併せ申請の変更が認められず閉庁日まで滞船を余儀なくされている。 (2)このような場合、荷役の許可は出ており、内容物の変更も無く、荷役途中で一時的に離棧しそのまま戻ってくるものである。再着棧船が積出しの場合は当初申請より数量が減っており、また積込の場合でも同じ安全基準で運営する同一企業内の棧橋であれば喫水の問題は殆ど考慮する必要がない。従って、数量の変更による危険度の増加は殆どないといっておく、許可申請時に確認された安全性はそのまま担保されているものと思われる。	千葉県	京葉臨海コンビナート特区推進委員会	国土交通省
1137020	特定港の同一事業所内における、危険物船が使用する岸壁のグループ化要件の緩和	危険物船が使用する荷役岸壁の土日、祝祭日中の変更については、「同一事業所内にあり、同等の能力等を持つこと等」を要件として、グループ化が認められており、事前の電話連絡により、使用する棧橋のグループ間での変更が認められているが、「変更される岸壁の能力を包含する棧橋」とのグループ化についても行えるものとする。	複数岸壁のグループ化の要件を「変更される岸壁と同等の能力を有する岸壁」のみから「変更される岸壁の能力を包含している岸壁」についても認めるよう要件を緩和することにより、荷役岸壁の効率的利用を促進するとともに、滞船料の削減を図る。	提案理由： (1)現在、土日、祝祭日中に荷役岸壁の変更を行う場合、同一事業所内にあり、同等の岸壁能力、荷役計画、設備等を有する岸壁のグループ間での変更が認められている。 (2)しかし、グループ化の要件である「同等」については、「全く同じ能力、設備等を有する同規格の棧橋」と解されており、実際は、同一事業所内に、そのような棧橋は、殆ど存在しないことから、この制度は、十分に活用されていないのが現状である。 (3)同一事業所内で一体的に管理され、「岸壁能力も包含している棧橋」であれば「全く同じ能力を有する同規格の岸壁」と同等の安全性が確保されているものと思われることから、これらについてもグループ化を認めていただきたい。	千葉県	京葉臨海コンビナート特区推進委員会	国土交通省
1086010	奥薩摩のホタル舟乗船定数の緩和	奥薩摩のホタル舟運航に使用するホタル舟専用船は、旅客の最大搭載人員が20人、船員1人の計21人である。運航に当たっては、上流のダムでの水位調整、ライフジャケットの着用の徹底、救難艇の配備、乗船場・下船場へのスタッフの配置、棹差しでの川下りであるなど徹底した安全管理に努めている。専用船に設置している長椅子は4人までは座れる(1船6~7列)ことから旅客24人、船員2人までの最大搭載人員は認められないか。	奥薩摩のホタル舟運航は、現在専用船10艇で運航しているが、ほたるが特に多い時期は3艇の折り返し運航を行っている。しかしながら折り返し船は出発が遅れ、ホタルの数も少ない時間になることから、多くの人にホタルの多い時間帯にホタル舟を楽しんでいただくため、旅客の定員を増やしたい。	提案理由：奥薩摩のホタル舟運航は本年度5回を終えた。ホタル舟は、5月の二週間程度幻想的な川内川のホタルの光を棹差し船で2キロ下りながら楽しむ、九州で初めてのイベントである。現在では、全国各地から乗船客があり、受付が始まるとすぐに予約がいっぱいになる。ホタルの期間が限られており、1人でも多くの方にホタル舟の素晴らしさを体験してほしい。 代替措置：これまでどおり、ダムでの水量調整、救難艇の配備、岩などに蛍光浮き等の設置等の安全対策の徹底を図る。	鹿児島県	さつま町、奥薩摩のホタルを守る会	国土交通省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1093010	旧国鉄信越本線 横川～軽井沢間廃線活用に関する、鉄道事業法の緩和	現在、財団法人 碓氷峠交流記念財団 碓氷峠鉄道文化むらの園内遊具として、旧国鉄信越本線の廃線数約2.6kmを特例措置として運行が認められているが、廃線数全線11.2kmを観光鉄道として運行したい。	昨年4月から鉄道文化むらの園内遊具として、旧本線を2.6kmを特例措置として運行を開始し今年3月までに、既に1,271便・121,223人の乗客が旧線の景観等を楽しまれている。速度は遅くても安全が確保されているこのトロッコ列車で軽井沢駅まで、是非行けるように最大限の努力を要望する声が大である。今後も安全運行に万全を尽くし、廃線区間11.2kmを現在の園内遊具として拡大する特例措置を認めていただきたい。文化むら～軽井沢間の線路は、昭和37年に敷設された特甲線であり、即使用可能となる様、保守をしてあり、この区間は今後も小修繕で維持することが可能な線区であります。	国際観光都市軽井沢に年間800万人の観光客が来訪しているが、一部の新幹線利用者を除く大半がマイカーで訪れている。好楽期は碓氷峠が渋滞し、通過に2～3時間を要し、貴重な時間と燃料を浪費し自動車の排気ガスで環境を汚染し公害をまき散らしている。 この区間を専用軌条を活用し、定時制の確保とR18号の渋滞緩和、また公害削減を図りたい。 また、新幹線の開通により代替となったしなの鉄道沿線は、観光客が激減し地域の経済活動が停滞している。しなの鉄道線にトロッコ列車が観光客を誘致して沿線の活性化を図ることが可能となる。	群馬県	財団法人碓氷峠交流記念財団	国土交通省
1120010	圧雪車及びヘリコプターを利用したバックカントリーツアーにおける国有林野使用許可要件の緩和	国有林野内で行うバックカントリーツアーについて、環境調査及び安全対策を適切に行い、森林管理署のチェックを受けるなど一定の要件を満たした場合には圧雪車走行ルートやヘリコプターの離発着地点としての使用を許可する。	バックカントリースキーは近年ニーズが高まっており、一般消費者及びマスコミ等メディアでの関心が高い。そこで昨年度テスト的に実施したヘリ・キャットツアー(ヘリコプターや圧雪車を利用してお客様を輸送するバックカントリースキーツアー)を今後本格的に商品化することで市場縮小傾向のスキー業界の活性化を目指す。具体的には本サービスへの国有林野使用許可について現在関連法案・通達等の規定は無いものの、次年度も継続してバックカントリーツアーを目的とした圧雪車走行コースの使用を許可する。この先進的取り組みの継続的实施を通じて地域活性化及び道内観光の発展に貢献する。	提案理由: 昨シーズンのヘリ・キャットツアーについては森林管理局・森林管理署へ結果報告し、安全対策・環境上問題が無いことが確認済である。また、顧客満足度は非常に高く、時代のニーズに合致しているし、スキー業界関係者の関心も高い先進的ケースであるので来シーズンも継続実施することは地域及び業界活性化につながるかと考えている。 しかし、森林管理局からは関連法案・通達等の規定が無く、どのように処理すべきかを慎重に議論する必要があるため、来シーズンのツアーは時間的に許可できないという回答である。 であるならば、昨シーズンとほぼ同様なツアー内容であれば、環境への影響、安全対策など実質的には問題は無いと考えられるため、再度簡易的に(例:本年同様のテストケース)処理することは可能ではないか。また、元来、国有林野内の圧雪車走行については規定が存在していないため規制できないのでは無いかと思われる。	長野県	株式会社星野リゾート	農林水産省 国土交通省
1120020	バックカントリーツアーで利用する圧雪車・ヘリコプターの「森と人との共生林(自然維持林タイプ)」への乗り入れ制限緩和	林野庁課長通達(内部規定)で制限している「森と人との共生林(自然維持林タイプ)」への圧雪車・ヘリコプターの入林について、環境調査を事前に行い、かつ、その結果や安全対策等で森林管理署のチェックを受けるなど一定の要件を満たす場合には圧雪車走行ルートとしての使用及びヘリコプターの離発着地点としての使用を許可する。	バックカントリースキーは近年ニーズが高まっており、一般消費者及びマスコミ等メディアでの関心が高い。昨年度テスト的に実施したヘリ・キャットツアー(ヘリコプターや圧雪車を利用してお客様を輸送するバックカントリーツアー)の魅力を上し、近年市場が減少傾向の業界活性化を目指す。具体的には林野庁における森林機能類型の「森と人との共生林(自然維持林タイプ)」は山頂や尾根づたいに設定されているが、この部分について圧雪車乗り入れやヘリの離発着を可能とする。その結果、消費者が求める山頂・尾根からの滑走が容易になり商品価値が高いツアーを提供可能となる。ツアーの営業を通じて地域活性化及び道内観光の発展に貢献する。	提案理由: 通達が圧雪車乗り入れを制限する趣旨は自然環境の保全である。林野庁は自然維持タイプの区域を「環境を悪化させた場合に回復不能な自然回復困難地」と位置付けており、趣旨は理解できる。しかし、該当地域の環境を事前調査し、極端な悪影響を及ぼさないことが確認できれば乗り入れを制限する合理的な理由は無いと考えられる。 懸念点としてはツアー中の安全確保も考えられるが、これも安全対策内容が適切か事前確認すれば足りると考えられる。 ヘリの離発着地点についても、自然維持タイプを使用許可対象としないのは上と同様の趣旨であると考えられる為、一定の要件のもと、緩和する事は合理性があると思われる。 顧客からは長い滑走距離、急斜面、景色の良さなどをツアーに求める声が多く、本提案が実現するとまさにニーズに合致した商品になる。同時に冬山の素晴らしさ、大切さを伝えることで環境保護も浸透させていきたいと考えている。	長野県	株式会社星野リゾート	農林水産省 国土交通省